

# JICA「スポーツと開発」事業取り組み方針

2018年4月  
独立行政法人 国際協力機構

## はじめに

JICAは「人間の安全保障」を実現するため、ひとりひとりの人間を中心に捉え、確実に届く支援を実践することを使命としている。スポーツは「人間の権利<sup>12345</sup>」として、人間の安全保障の観点のひとつである「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」に寄与している。JICAにおけるスポーツを通じた国際協力は、青年海外協力隊発足当初より50年あまり、おもに青年海外協力隊やシニア海外ボランティア等によって行われてきた。近年は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの誘致を契機とし、スポーツを通じた国際協力活動推進の機運はこれまで以上に高まっている。スポーツは、特定の人たちが行う限定的な行為としてのスポーツから、様々な状況の人、様々なモチベーションを持つ人たちが集うことを可能にする社会形成ツールになりつつある。

このような状況の中で、JICAは2014年7月に「開発とスポーツ推進連絡会」を組織内に発足させ、「スポーツと開発」に関連する情報の共有や各種協議を行い、JICA内関係部署間での連携強化を行ってきた。さらに、第4期中期目標・中期計画（2017年4月～2022年3月）において、スポーツを日本の開発協力の重点課題の一つと位置づけると共に、2017年11月には外部有識者を交えた「スポーツと開発」に関する協力構想会議やJICA内関係部署の実務者タスクフォースを設置し、「スポーツと開発」に関わる事業をさらに展開しようとしている。これまでのJICAのスポーツ分野での取り組みは、現場の経験則としてその効果が認められてきたが、2022年ならびにその後の展開を見据えた今、「スポーツと開発」の体系的な概念整理や効果的・効率的な取り組みを明らかにし、さらに進める必要がある。

これらの背景をふまえ、近年のスポーツを通じた国際協力分野の概要やこれまでJICAが取り組んできた関連する事業情報を参考にしながら、JICAによる「スポーツと開発」事業のアプローチや手法の整理と、これからの効果的・効率的な取り組みを展開するための留意点や方向性を示すことを目的に、本事業取り組み方針を作成した。

---

<sup>1</sup> UN Commission on Human Security (2003) より。人間の安全保障委員会は人間の安全保障を、「国家の安全保障の概念を補完し人権の幅を広げるとともに人間開発を促進するもの」としている。

<sup>2</sup> UN (1989), 子どもの権利条約 第31条

<sup>3</sup> UNESCO, 体育・スポーツ国際憲章 (1978) ならびに体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章 (2015)

<sup>4</sup> UNOSDP (2012), Why Sport? <http://www.un.org/wcm/content/site/sport/home/sport>

<sup>5</sup> 文部科学省 (2011)、スポーツ基本法 (平成23年法律第78号)

## 目次

はじめに .....	1
目次 .....	2
本事業取り組み方針の目的・ねらい .....	4
第 1 章 スポーツや「スポーツと開発」に関する各種概念の整理 .....	6
1-1 スポーツとは.....	6
1-1-1 本事業取り組み方針で扱うスポーツの定義.....	6
1-1-2 スポーツに関連する人々・組織.....	6
1-1-3 スポーツの価値・意義・役割 .....	7
1-2 「スポーツと開発」とは.....	8
1-2-1 「スポーツと開発」に関連する用語.....	8
1-2-2 「スポーツと開発」事業の意義.....	9
(1) SDGs への貢献.....	9
(2) 日本のスポーツ関連政策（特に SFT）への貢献.....	10
(3) 開発途上国の開発政策への貢献 .....	10
1-2-3 JICA ができる「スポーツと開発」事業のアプローチ .....	10
(1) 健康増進および非認知能力の向上.....	12
(2) ある分野・課題・活動に関する普及啓発促進.....	13
(3) 社会的に困難な状況にある人々の社会参加促進 .....	14
(4) 平和の促進.....	15
(5) まちづくり支援 .....	16
(6) スポーツ環境の整備 .....	17
(7) 競技力向上（トップアスリート養成） .....	17
第 2 章 「スポーツと開発」重点取り組み方針.....	18
2-1 三つの柱.....	18
2-1-1 学校体育や課外活動支援を通じた健康増進および非認知能力の向上.....	19
2-1-2 スポーツへの参加を通じた全ての人々の社会的包摂の促進ならびに平和の促進.....	19
2-1-3 スポーツ競技力向上（特に国際大会参加支援）と環境整備を通じた国民の団結力強化および国際社会との連帯促進.....	19
第 3 章 具体的な事業方針.....	20
3-1 2022 年までの事業方針.....	20
3-1-1 JICA 中期目標/計画（2017 年 4 月～2022 年 3 月） .....	20
3-1-2 より詳細な事業方針.....	21
(1) 「スポーツを通じた国際戦略（仮称）」への貢献.....	21
(2) JICA 中期目標/計画に沿った事業・活動の強化.....	21
3-1-3 今後の「スポーツと開発」関連事業リスト .....	23
第 4 章 実施体制 .....	24
4-1 JICA の体制.....	24

4-1-1	過去の体制	24
4-1-2	現在の体制	24
4-2	他機関との連携	25
第5章	関連会議・イベントや既存の手段を利用した広報の方向性	27
5-1	スポーツまたは開発に関連する主要会議・イベント	27
5-2	JICAの広報媒体	28
5-3	「スポーツと開発」に関する広報の方向性	29
別添1	：「スポーツと開発」関連事業リスト	31
別添2	：スポーツまたは開発に関連する主要イベント	32
参考資料1	「スポーツと開発」に関する国際的な動き	33
1-1	国際社会における「スポーツと開発」に関する動き	33
1-2	日本以外の多国間機関および二国間機関のスポーツと開発の主な取り組み	34
1-2-1	多国間機関	34
1-2-2	二国間機関	35
参考資料2	「スポーツと開発」に関する日本ならびにJICAの動き	37
2-1	我が国における「スポーツと開発」に関する動き	37
2-2	これまでのJICAの取り組み	37
2-2-1	市民参加協力	38
2-2-2	技術協力	40
2-2-3	無償資金協力	42
2-2-4	その他	43

## 本事業取り組み方針の目的・ねらい

近年、2020年の東京オリンピック・パラリンピック誘致を契機とし、日本ではスポーツを通じた国際協力活動推進の機運がこれまで以上に高まっている。その中で、JICAは第4期中期目標・中期計画（2017年4月～2022年3月）において、スポーツを日本の開発協力の重点課題の一つと位置づけている。しかし、「スポーツと開発」を一元化して扱う部署がこれまでJICA内には存在しておらず、本分野の体系的な概念整理や、JICA全体としての具体的な事業方針は立てられてこなかった。

今後、JICA全体として「スポーツと開発」に関するより効果的・効率的な取り組みを行うため、過去の実績や事業アプローチの整理、短・中期の事業の方向性の提示など、JICA関係者間で「スポーツと開発」課題に関する基本的な情報・知識の共有を図ると共に、関連する事業計画の企画・立案および案件の審査や実施の際、参考となる情報を改めてまとめることが重要となる。以上の観点から、2016年9月に発行した「スポーツと開発 ポジションペーパー」<sup>6</sup>を参考にし、本分野に関するJICAとしての今後の事業取り組み方針を作成することとした。「スポーツと開発 ポジションペーパー」と本事業取り組み方針の違いは以下の通り。

表1：「スポーツと開発 ポジションペーパー」と本事業取り組み方針の違い

スポーツと開発 ポジションペーパー 2016年9月初版：全12ページ	JICA「スポーツと開発」事業取り組み方針 2018年4月初版：本文43ページ（参考資料含む）	
1. スポーツと開発の今、JICAの取り組み	はじめに	
1-1 国際社会におけるスポーツと開発の概要 1-2 国内の動き 1-3 これまでのJICAの取り組み	目次	
2. スポーツと開発の取り組み方針	本事業取り組み方針の構成および概要	
2-1 体育科教育の普及 2-2 障害者や社会的弱者の社会参加、平和の促進 2-3 国際競技大会への参加促進	第1章 スポーツや「スポーツと開発」に関する各種概念の整理	
3. 効果的な実施に向けての体制	1-1 スポーツとは	1-1-1 本事業取り組み方針で扱うスポーツの定義 1-1-2 スポーツに関連する人々・組織 1-1-3 スポーツの価値・意義・役割
3-1 JICAの体制 3-2 他機関との連携	1-2 「スポーツと開発」とは	1-2-1 「スポーツと開発」に関連する用語 1-2-2 「スポーツと開発」事業の意義 1-2-3 JICAができる「スポーツと開発」事業のアプローチ
	第2章 「スポーツと開発」重点取組方針	
	2-1 三つの柱	2-1-1 学校体育や課外活動支援を通じた健康増進および非認知能力の向上 2-1-2 スポーツへの参加を通じた全ての人々の社会的包摂の促進ならびに平和の促進 2-1-3 スポーツ競技力向上（特に国際大会参加支援）と環境整備を通じた国民の団結力強化および国際社会との連帯促進
	第3章 具体的な事業方針	
	3-1 2022年までの事業方針	3-1-1 JICA中期目標/計画（2017年4月-2022年3月） 3-1-2 より詳細な事業方針 3-1-3 今後の「スポーツと開発」関連事業リスト
	第4章 実施体制	
	4-1 JICAの体制	4-1-1 過去の体制 4-1-2 現在の体制
	4-2 他機関との連携	
	第5章 関連会議・イベントや既存の手段を利用した広報の方向性	
	5-1 スポーツまたは開発に関する主要会議・イベント	
	5-2 JICAの広報手段	
	5-3 「スポーツと開発」に関する広報の方向性	
	参考資料1 「スポーツと開発」に関する国際的な動き	
	参考資料2 「スポーツと開発」に関する日本ならびにJICAの動き	

<sup>6</sup> JICAのポジションペーパーとは、日本政府の政策およびJICAの方針等に基づき、JICAの重要なイシューについて、事業実施上の基本方針と立場を対外的に示すものをいう。JICA課題別指針が対象とする41課題の如何に関わらず、優先度の高いイシューから順次作成し、複数イシューを扱うことも可。状況変化に応じた柔軟かつ時機を得た更新を目指し、国内外の援助潮流を踏まえグローバルに理解可能な共通言語での表現・説明を展開する。そして、国際会議やバイ面談の機会を通じたバイ・マルチ関係機関や途上国政府向け説明資料、国内関係者向け発信資料などの対外的な発信・説明の際に活用する。

本事業取り組み方針の各構成内容は次の通り。

第 1 章：スポーツや「スポーツと開発」に関する各種概念の整理、特に、JICA として取り組む意義や、JICA として取り組みが可能な事業アプローチの整理
第 2 章：第 1 章での概念整理を踏まえて、2022 年までに重点的に取り組む 3 つの柱
第 3 章：第 2 章で述べた 3 つの柱ごとの具体的な事業方針
第 4 章：第 3 章で述べた具体的な事業方針を実行する際の実施体制
第 5 章：第 3 章で述べた具体的な事業方針を広く対外的に認知させるための広報の方向性
参考資料（巻末）：「スポーツと開発」に関する国際的な動きと共に、日本ならびに JICA がこれまでに取り組んできた「スポーツと開発」に関する動き

以上、本事業取り組み方針は、既述のとおり、現在「スポーツと開発」事業への取り組み強化が求められているものの、その分野を一元化して扱う部署が存在していない JICA において、各関係部署が JICA としての統一した知識・意識・見解をもって取り組むことができるよう、関連情報や考え方などをまとめたものである。ただし、後述するように、「スポーツと開発」分野の実践を通じた研究は JICA としても発展途上であり、今後、この取り組み方針は、課題の現況、前年度までの協力実績、協力の実施を通じて得られた教訓、JICA 重要方針などの最新状況を踏まえ、定期的に内容を更新し、将来的には、JICA 課題別指針<sup>7</sup>としての展開を検討する。また、本内容に応じて、既存のポジションペーパーも適宜改訂する。

なお、東京オリンピック・パラリンピックが開催される 2020 年 7-9 月までは日本全体として、スポーツに関連する事業が盛んになるのは明確である。一方、オリンピック・パラリンピック開催を契機として社会に生み出される持続的な効果、オリンピック・レガシー<sup>8</sup>は、国際オリンピック委員会（International Olympic Committee: IOC）が最も力を入れているテーマの一つである。メガ・スポーツイベントの終了後、日本や他国に何をもたらすのか、2020 年以後を視野に入れた活動が重要視されている。同様に、JICA は 2022 年 3 月まで「スポーツと開発」に関連する事業・活動を強化することをうたっているが、それ以降を見据え、事業展開する必要がある。

SDGs の目標年である 2030 年までの「スポーツと開発」の在り方を系統立てて整理し、JICA 全体として事業・活動の強化を行うなかで、JICA が「スポーツと開発」に取り組む意義を 2022 年までに本格的に検証し、その結果を適宜反映して、2022 年以降の JICA における「スポーツと開発」への取り組み方法を改めて検討する。今後は、JICA の関連事業全体の進捗を踏まえると共に、東京オリンピック・パラリンピックが終了する 2020 年秋以降は日本全体の「スポーツと開発」に関する動向にも配慮しながら、本事業取り組み方針を見直すこととする。

<sup>7</sup> JICA 課題別指針とは、主要な開発課題について、政府の基本政策および JICA の重要方針に基づき、概況や援助動向、アプローチや手法を整理したうえで、JICA 事業実施上の留意点や協力の方向性など、JICA が蓄積してきた経験および知見を体系的に取りまとめたものをいう。課題別指針を通じて、JICA 関係者間で課題に関する基本的な情報・知識の共有を図ると共に、JICA 事業計画の企画・立案および案件の審査や実施の際の参考とする。また、課題別指針は広く一般にも JICA の当該課題に対する協力の方向性や留意点など基本的な考え方について理解をえられるよう、ナレッジサイト等を通じて外部に公開する。

<sup>8</sup> 国際オリンピック委員会（IOC）が 2002 年にオリンピック憲章に追加した考え方。分野としては、スポーツ、社会、環境、都市、経済という 5 分野のレガシーが挙げられている。2020 年東京オリンピック・パラリンピックにおいては、スポーツ・健康分野のレガシーとして、“スポーツを通じた国際交流・協力”、特に“Sport for Tomorrow (SFT) の推進（運動会の開催、体育カリキュラム策定支援等のスポーツ国際貢献策）”が具体的なアクションとして掲げられている。

## 第1章 スポーツや「スポーツと開発」に関する各種概念の整理

### 1-1 スポーツとは

#### 1-1-1 本事業取り組み方針で扱うスポーツの定義

スポーツは、標準化されたルールの有無など体系化の程度や身体活動の強度によって、「ゲーム」や「遊び」などと区別される。また、スポーツを取り巻く社会的かつ経済的な環境によっても、その性質が大きく異なる<sup>9</sup>。そのため、これまでの国際的な「開発」の文脈において、スポーツは「遊び、レクリエーション、組織化されたスポーツまたは競技スポーツ、先住民のスポーツやゲームなど、心身の健康や社会交流に貢献するあらゆる形態の身体活動」との定義<sup>10</sup>に見られるように、スポーツの定義の全てを包括するような広い概念として捉えられる場合が多い。世界各国において関連分野を推進する際の指針となってきた UNESCO の国際憲章<sup>11</sup>では、“体育・スポーツ”、または、“体育・身体活動・スポーツ”と用語の区別がなされているが、本事業取り組み方針では、便宜上、一般的にイメージする（競技）スポーツのみならず、体育ならびに運動会（で行われる競技）やラジオ体操など、「ゲーム」や「遊び」「レクリエーション」等の要素を含んだ身体活動も「スポーツ」という用語に含んで扱うこととする。また、すべての人を対象とするため、アダプテッド・スポーツ<sup>12</sup>と呼ばれるスポーツ群も扱う。

#### 1-1-2 スポーツに関連する人々・組織

日本において 2011 年に制定されたスポーツ基本法以後、日本のスポーツは“スポーツをする”、“スポーツを支える”、“スポーツを見る”という基調に基づいて施策されており、国際場裏における「Sports For All」<sup>13</sup>の概念<sup>13</sup>を踏襲する形となっている。一人ひとりのライフスタイルに合わせてスポーツの持つ多くの意義と役割を暮らしの中に取り入れ、スポーツを行うこと自体が目的となる“生涯スポーツ”と、スポーツ技術や記録の向上、自分や相手との勝ち負けの要素が中心となる“競技スポーツ”など、これらの見方を組み合わせると、表 2 のような分類ができる。これら関係者それぞれが密接に関係しあってスポーツは実施されるが、何らかの成果を出すための事業を行う際には、このような関係者それぞれの立場や考え方を意識しておかなければ、求める成果が出なかったり、その成果を正確に測ることが困難となる。今後、「スポーツと開発」に関連する事業を進める際には、このような関係者（事業対象）の違いを意識しておくことが重要である。

<sup>9</sup> 開発途上国では、道具・機材や施設・運動場が不十分なまま運動や試合が実施される場合が多く、それらを「スポーツ」とみなすか、「遊び」や「ゲーム」などとみなすかは議論が分かれる。また、身体活動を行う人のレベルや運動強度、目的等によっても、「スポーツ」、「遊び」、「ゲーム」などの境界線が不明瞭となる。

<sup>10</sup> 平和と開発のためのスポーツ国際特別部会（Sport for Development and Peace on International Working Group: SDP IWG）（2008）

<sup>11</sup> UNESCO、体育・スポーツ国際憲章（1978）ならびに体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章（2015）

<sup>12</sup> アダプテッド・スポーツとは、「障害者や高齢者、子どもあるいは女性等が参加できるように修正された、あるいは新たに創られた運動やスポーツ、レクリエーション全般を指す言葉」と定義されており（『最新スポーツ科学辞典』（平凡社））、代表的なものとして、ボッチャ、ハンドサッカー、シッティングバレーボール、ダンス、等が挙げられる。障害者が関係するスポーツ大会としてはパラリンピックがあるが、パラリンピックはオリンピックと同様に、世界最高水準の技術とスピードを競い合う一部の選ばれた人々を対象とするものである。対象者がより広くなり、競技性がより低くなったものとして、大会としては、知的障害者を対象としたスペシャルオリンピックや、さらに一般の人々を広く対象としたスポーツ種目群の呼び名としてこのアダプテッド・スポーツがある。

<sup>13</sup> UNESCO、体育・スポーツ国際憲章（1978）ならびに体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章（2015）より

表2：スポーツに関連する人々・組織分類

	生涯スポーツ				競技スポーツ
	運動遊び、学校体育、課外スポーツ	-	リハビリテーションスポーツ、レクリエーション活動、軽スポーツ	-	-
スポーツをする	子供（乳幼児、児童）・青年など	成人（壮年、中年）など	成人（老年）など	障害者など	アスリート（プロ、アマ）
スポーツを支える	国・地方公共団体（基金や助成金などの仕組みを含む）、運動場所・施設関連機関（競技場、体育館、運動公園等。国立、県営等）、スポーツ用品/器具制作・販売・修理企業、スポーツ関連研究・育成機関（大学等）、メディア				
	学校（教師など）、外部コーチ、親	企業（スポーツクラブなど）、ボランティア	企業（スポーツクラブなど）、病院、介護施設、ボランティア	病院（医者、看護師など）、介護施設、介護者	競技団体・協会、審判、指導者、ボランティア
スポーツを見る	-	-	-	-	試合の観戦者（競技場で直接観戦）、試合の観戦者（テレビやラジオなどを介しての観戦）

### 1-1-3 スポーツの価値・意義・役割

国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）が「体育・スポーツ国際憲章」（1978年）や「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」（2015年）に掲げた通り、国際的には、ヨーロッパなどのスポーツ先進諸国を中心に、スポーツの権利は全ての人間にとっての基本的な権利の一つであると理解されてきた（参考資料1「スポーツと開発」に関する国際的な動き）。日本の「スポーツ基本法」においても、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」として、表3のようなスポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されている（参考資料2「スポーツと開発」に関する日本ならびにJICAの動き）。これらスポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性は、歴史・社会・文化・経済等の環境がヨーロッパや日本と異なる開発途上国にとって、現時点において必ずしも同じレベルの認識や位置づけがされているわけではないが、全ての人の自由と可能性を実現する「人間の安全保障」の視点を活動の基本とするJICAとして、「スポーツと開発」に関する体系的な概念整理や効果的・効率的な取り組みを進めていくうえで参考となる。

表3：「スポーツ基本法」に述べられたスポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性<sup>14</sup>

・スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利
・全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に依りて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保することが重要
・スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上。他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響
・スポーツは、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に寄与。心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠
・スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営み。国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高める。これらを通じて、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与
・スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割

<sup>14</sup> [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/sports/detail/\\_icsFiles/fieldfile/2011/08/24/1310250\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/fieldfile/2011/08/24/1310250_01.pdf)



前述したスポーツが持つ本来の価値や意義などに加えて、多種多様な競技・種目の存在によって、“スポーツをする”だけでなく、“スポーツを支える”、“スポーツを見る”など、様々な形態での参加・実施が可能である。また、同じ競技・種目は原則、誰でもどこでも同じルールに則って行われるものであり、言葉や文化、年齢、性別、そして場合によっては障害の有無を越えての参加・実施が可能である。さらに、道具や施設が十分でなくても人々が参加・実施できる競技・種目が多くあるなど、多様な環境に合わせた参加・実施も可能である。このように、スポーツは、トップアスリートから一般市民に至るまで、様々な立場で人々が関わりやすいものであり、そのため、スポーツに関係する・影響を受ける人の規模も大きくなる。特に、“スポーツを見る”点に着目すると、スポーツは開発途上国の貧困や紛争などそのものを直接解決することはできないが、芸能や娯楽と同様に、スポーツが持つ“人を集める力”などを利用して、開発途上国が抱えるある分野・課題の解決およびそのための活動の普及啓発促進を行うことにも貢献する。このようなスポーツが持つ“強み”についても意識しておく必要がある<sup>15</sup>。

## 1-2 「スポーツと開発」とは

### 1-2-1 「スポーツと開発」に関連する用語

「スポーツと開発」の文脈では過去および現在、以下の通り、様々な用語が一般的に用いられている。これらの用語は、時代ならびにその用語を使う機関、文脈によって異なるが、主に余暇や健康増進の領域内で理解されていたスポーツが、開発を後押しするための一つの手段として位置づけられるにつれて、様々な用語が生まれてきたことがわかる。

表4：「スポーツと開発」に関連する用語

名称	内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「スポーツの開発（development of sport）」</li> <li>・「みんなのスポーツ（sport for all）」</li> </ul>	スポーツへの参加者の増大やスキルのレベルアップを目指し、スポーツそのものの普及振興を意図した呼び名
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「開発におけるスポーツ（sport in development）」</li> <li>・「国際開発におけるスポーツ（sport in international development）」</li> <li>・「スポーツと開発（sport and development）」</li> <li>・「開発のためのスポーツ（sport for development）」</li> <li>・「開発と平和のためのスポーツ（sport for development and peace: SDP）」</li> </ul>	スポーツに、ある地域・国・人々その他の一般的な開発が絡んでくる場合の、スポーツを主体にした呼び名
[自国内を向いた視点] <ul style="list-style-type: none"> <li>・「スポーツを通じた開発（development through sport: DTS）」</li> </ul> [他国への海外支援を意図] <ul style="list-style-type: none"> <li>・「スポーツを通じた国際開発（international development through sport: IDS）」</li> <li>・「スポーツを通じた国際開発と平和構築（international development and peace through sport: IDS）」</li> </ul>	スポーツに、ある地域・国・人々その他の一般的な開発が絡んでくる場合の、開発を主体とした呼び名

本事業取り組み方針では、スポーツそのものの普及振興支援を意味した呼び名として「スポーツの開発（development of sport）」を、また、何らかの開発課題に直接効果をもたらすことを期待してスポーツを利用することと、スポーツが持つ人を集める力などを利用して開発途上国が抱えるある分野・課題の解決およびそのための活動の普及啓発促進を行うこと（間接効果）の2種類の意味合いを持つ「スポーツを通じた開発（development through sport）」という呼び名を用いる。そして、それら全てを含んだ概念として「スポーツと開発（sport and development）」という用語を用いる。

<sup>15</sup> 一方で、その影響力の大きさ故、開発途上国におけるスポーツイベントを検討する際にはイベントが政治的に利用される危険性を考慮すべきある。

1-2-2 「スポーツと開発」事業の意義

(1) SDGs への貢献

2015年9月に採択された「持続可能な開発（Sustainable Development Goals: SDGs）のための2030アジェンダ」<sup>16</sup>では、「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発及び平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティの能力強化に寄与することを認識する」と明記<sup>17</sup>され、SDGsの17項目のそれぞれの達成に向けた課題に取り組むための潜在的な能力を備えた重要かつ強力なツールとしてスポーツがその役割を果たすことが求められている。その中でも特に、「スポーツと開発」によるSDGsの達成への大きな貢献が期待できるものは以下の表の通り。また、SDGsの達成に紐づく各スポーツ関連政策<sup>18</sup>にも貢献することが可能である。

表5：主なSDGs項目に対するスポーツの役割<sup>19</sup>

SDGs目標	スポーツの役割
目標1：あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	1 貧困をなくそう スポーツは、幸せや、経済への参加、生産性、レジリエンスへとつながりうる、移転可能な社会面、雇用面、生活面でのスキルを教えたり、実践したりする手段として用いることができる。
目標2：飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	2 飢餓をゼロに 栄養と農業に関連するスポーツ・プログラムは、飢餓に取り組む食料プログラムや、この問題に関する教育を補完するうえで、適切な要素となりえる。対象者には、持続可能な食料生産やバランスの取れた食生活に取り組むよう、指導を行うことができる。
目標3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	3 すべての人に健康と福祉を 運動とスポーツは、アクティブなライフスタイルや精神的な安寧の重要な要素である。非伝染性疾病などのリスク予防に貢献したり、性と生殖その他の健康問題に関する教育ツールとしての役割を果たしたりすることもできる。
目標4：すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	4 質の高い教育をみんなに 体育とスポーツ活動は、就学年齢児童の正規教育システムにおける就学率や出席率、さらには成績を高めることができる。スポーツを中心とするプログラムは、初等・中等教育以後の学習機会や、職場や社会生活でも応用できるスキルの取得に向けた基盤にもなりえる。
目標5：ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	5 ジェンダー平等を實現しよう スポーツを中心とする取り組みやプログラムが、女性と女児に社会進出を可能にする知識やスキルを身に付けさせる潜在的可能性を備えている場合、ジェンダーの平等と、その実現に向けた規範や意識の変革は、スポーツとの関連で進めることもできる。
目標8：すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する	8 働きがいも経済成長も スポーツ産業・事業の生産、労働市場、職業訓練は、女性や障害者などの社会的弱者グループを含め、雇用可能性の向上と雇用増大の機会を提供する。この枠組みにおいて、スポーツはより幅広いコミュニティを動員し、スポーツ関連の経済活動を成長させる動機にもなりえる。
目標10：国内および国家間の不平等を是正する	10 人や国の不平等をなくそう 開発途上国におけるスポーツの振興と、スポーツを通じた開発は、途上国間および先進国との格差を縮めることに貢献する。スポーツは、その人気と好意の高さにより、手を差し伸べることが難しい地域や人々の不平等に取り組むのに適したツールといえる。
目標11：都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	11 安全な都市と人間住居を築こう スポーツにおける包摂と、スポーツを通じた包摂は、「開発と平和のためのスポーツ」の主なターゲットのひとつとなっている。気軽に利用できるスポーツ施設やサービスは、この目標の達成に資するだけでなく、他の方面での施策で包摂的かつレジリエントな手法を採用する際のグッドプラクティスの模範例にもなりえる。
目標16：持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	16 平和と公正な社会を築こう スポーツは復興後の社会再建や分裂したコミュニティの統合、戦争関連のトラウマからの立ち直りにも役立つことがある。このようなプロセスでは、スポーツ関連のプログラムやイベントが、社会的に隔絶された集団に手を差し伸べ、交流のためのシナリオを提供することで、相互理解や和解、一体性、平和の文化を推進するためのコミュニケーション基盤の役割を果たすことができる。
目標17：持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	17 パートナーシップで目標を達成しよう スポーツは、ターゲットを絞った開発目標に現実味を与え、その実現に向けた具体的前進を達成するための効果的手段としての役割を果たす。スポーツ界は、このような活動の遂行その他を通じて、草の根からプロのレベル、また、民間から公共セクターに至るまで、スポーツを持続可能な開発に活用するという共通の目的を持つ多種多様なパートナーやステークホルダーの強力なネットワークを提供できる。

<sup>16</sup> UN (2015), Transforming our world: The 2030 Agenda for Sustainable Development

<sup>17</sup> 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（仮訳）」より抜粋

<sup>18</sup> 2017年7月MINEPS (International Conference of Ministers and Senior Officials Responsible for Physical Education and Sport)において「カザン行動計画」を発表。MINEPSはユネスコ加盟国・準加盟地域のスポーツ担当大臣および高級実務者などが集まり、スポーツにおける国際的重要課題について議論、実行指向型の提言を出す会議体。3つのメインポリシーとして「万人のためのスポーツへのアクセスに関する包括的な構想の展開」、「持続可能な開発と平和に対するスポーツによる貢献の最大化」、「スポーツ・インテグリティの保護」、5つのアクションとして、「スポーツに対する投資について証拠に基づいた議論を提示するための意見ツールの制作」、「SDGsおよびターゲットへのスポーツの貢献を測定するための共通指標の開発」、「スポーツ大臣介入によるスポーツ・インテグリティ分野の国際指針の策定」、「女性・スポーツ・体育などのための国際モニタリング機関の設置に関する実現可能性の研究」、「MINEPS VIによって発展したスポーツ政策フォローアップフレームワークに関する情報共有ツールの開発」が掲げられている。

<sup>19</sup> 国際連合広報センター [http://www.unic.or.jp/news\\_press/features\\_backgrounders/18389/](http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/18389/) より一部抜粋

## (2) 日本のスポーツ関連政策（特に SFT）への貢献

2015年、日本において初めて、スポーツを専門に管轄する省庁「スポーツ庁」が発足し、スポーツを通じた国際交流・国際協力を所掌とする部署が誕生した。同庁では「スポーツを通じた国際戦略（仮称）」を策定する予定であり、その目指すべき方向性として、「第2期スポーツ基本計画に掲げるビジョン や施策の達成を図ること」や「SDGs に掲げる社会課題の解決に向けたスポーツの最大限の貢献」を掲げている。それらにも関連し、日本政府が世界に約束した具体的なアクションの一つに、JICA がその推進を協力する「スポーツ・フォー・トゥモロー（SPORT FOR TOMORROW: SFT）プログラム」<sup>20</sup>がある。JICA は SFT コンソーシアムの運営委員を務め、JICA 事業を通して SFT を推進する立場にある。SFT は 3 つの活動領域が設定されているが、JICA は「スポーツを通じた国際協力および交流」の領域において、開発援助の実施機関としての知見の共有と、ボランティア事業をはじめとする既存の具体的な事業を通じ、スポーツを通じた国際協力の実施が期待されている。JICA は 2014 年 1 月の SFT 開始から 2018 年 3 月末までに、既に 82 か国で約 240 万人<sup>21</sup>に対しスポーツに関する活動を実施しており、SFT が掲げる目標に既に大いに貢献している。JICA が「スポーツと開発」に関する取り組みを今後強化していくことは、このような国が掲げるスポーツによる国際交流・国際協力の関連政策に対して大きく貢献することになる。

## (3) 開発途上国の開発政策への貢献

当該国の政策としてスポーツ分野の普及振興が掲げられ、それを管轄する省庁や関係団体も設置されている場合も多い<sup>22</sup>。ただし、開発途上国は全体的に十分な事業予算の確保が難しく、また、当該国におけるスポーツ関連事業が必ずしも人々の生活の質の向上にフォーカスしていなかったり、他の開発事業に比べて実施優先度が低くされるなど、十分な事業ができていない場合も多い。スポーツをする権利は全ての人間にとっての基本的な人権の一つであり、スポーツそのものが持つ価値や意義、スポーツの果たす役割や、後述する開発途上国における様々な開発課題解決に貢献することができることを考えると、開発途上国における「スポーツの開発」や「スポーツを通じた開発」に関する政策立案や実施を支援することは、大きな意義がある。

### 1-2-3 JICA ができる「スポーツと開発」事業のアプローチ

JICA は 1965 年の青年海外協力隊派遣当初から、現在でいうところの「スポーツと開発」事業を実施してきており 4,000 人を超える「体育・スポーツ」職種の派遣、15 件<sup>23</sup>を超える技術協力案件の実施実績と経験がある。こうした実績と経験が SFT プログラムに協力する背景のひとつとなっている。一方で、スポーツ協力についての考え方は、全世界共通のものがあるわけではなく、開発援助機関であれ、

<sup>20</sup> 国内外で東京オリンピック・パラリンピックの気運を高めるために実施されるプログラムで、2014 年から 2020 年までの 7 年間で開発途上国を含む 100 か国以上で 1,000 万人以上を対象にスポーツを通じた国際貢献事業を展開するもの

<sup>21</sup> 青年海外協力隊事務局調べ（2018 年 3 月末）

<sup>22</sup> 国家開発計画と連動した国家体育スポーツ政策が定められた例（ウガンダ）や、公共サービスの質の向上の一環として、国民が広くスポーツが出来る環境と機会を整備し、国民の健康増進に寄与することを目指している例（パラグアイ）、治安や雇用の不安定さを抱える紛争影響国において、その影響を最も受けやすい青少年の健全な育成を目的としてスポーツ振興の必要性を掲げている例（コンゴ民主共和国）など

<sup>23</sup> 体育スポーツ職種のボランティアの派遣総数は 4,184 名、技術協力による件数は 17 件（2018 年 3 月末）

大学などの研究機関であれ、その概念整理はいまだ発展途上といえ<sup>24</sup>、JICA も例外ではない。近年、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの誘致を契機とし、スポーツを通じた国際協力活動推進の機運はこれまで以上に高まっており、JICAは開発援助機関としてスポーツ協力の有用性や効果を、経験測に頼らず正しく検証する必要がある。これら状況下で、JICA内で継続的に行われてきた議論や種々の情報を加味・分析した結果、JICAができる「スポーツと開発」の関連事業は、次項に示す複数の事業アプローチに分類できると考える。

「スポーツを通じた開発」事業アプローチは、スポーツがもたらす効果として、心身の健康維持など直接効果をもたらすことを期するものと、スポーツが持つ人を集める力などを利用し、ある分野・課題・活動の普及促進を行う間接効果を期する双方の手法を、目的に応じて活用する。“スポーツをする”人、“スポーツを支える”人、“スポーツを見る”人という事業対象の視点も踏まえ、下図(1)から(5)まで5つの視点から分類する。

また、「スポーツを通じた開発」を行う前提として、スポーツそのものの環境整備、つまり「スポーツの開発」がなされていなければならない。ハードの環境整備では、国際ルールに則った各種スポーツを行える施設や運動場があること、スポーツに関連した用器具が十分に入手でき、かつ利用できることが挙げられる。ソフトの環境整備では、ルールに則った各種スポーツを実施・普及・強化するための、十分な質と数の指導者や審判が存在していること、加えて各種スポーツの競技団体・協会があり十分に機能していることが挙げられる。これら基盤の上で、競技力が向上し、国際レベルの大会へ出場できるトップアスリートが育成されれば、国民に誇りと喜び、夢や感動を与え、ひいては国民のスポーツへの関心を高めることになり、スポーツを何らかの開発課題の解決に積極的に利用するという意識にもつながる。このように、「スポーツの開発」にあたるアプローチも、「スポーツを通じた開発」と同様に重要である(下図(6)および(7))。

なお、これらのアプローチは、通常は継続的かつ中長期の事業を想定したものであるが、年次行事やイベント型の事業による短期的な効果を否定するものではなく、今後多くの事例を積み重ねながら知見を積み重ねていく必要があると考えている。以下、それぞれの詳細を述べる。

---

<sup>24</sup> SFTプログラムを促進するため文部科学省が戦略的二国間スポーツ国際貢献事業を2014年から行っているが、そのワーキンググループにおいて、スポーツを活用した取り組みに関する調査研究の不足という課題が挙げられ、“体育やスポーツの社会課題解決に対する活用方法と効果の整理”や“過去の日本の取り組みに関する質的な調査研究の実施”、さらに、“スポーツに特化したプロジェクトを行う際のツールキットの検討”などが依然として議論されている状況である

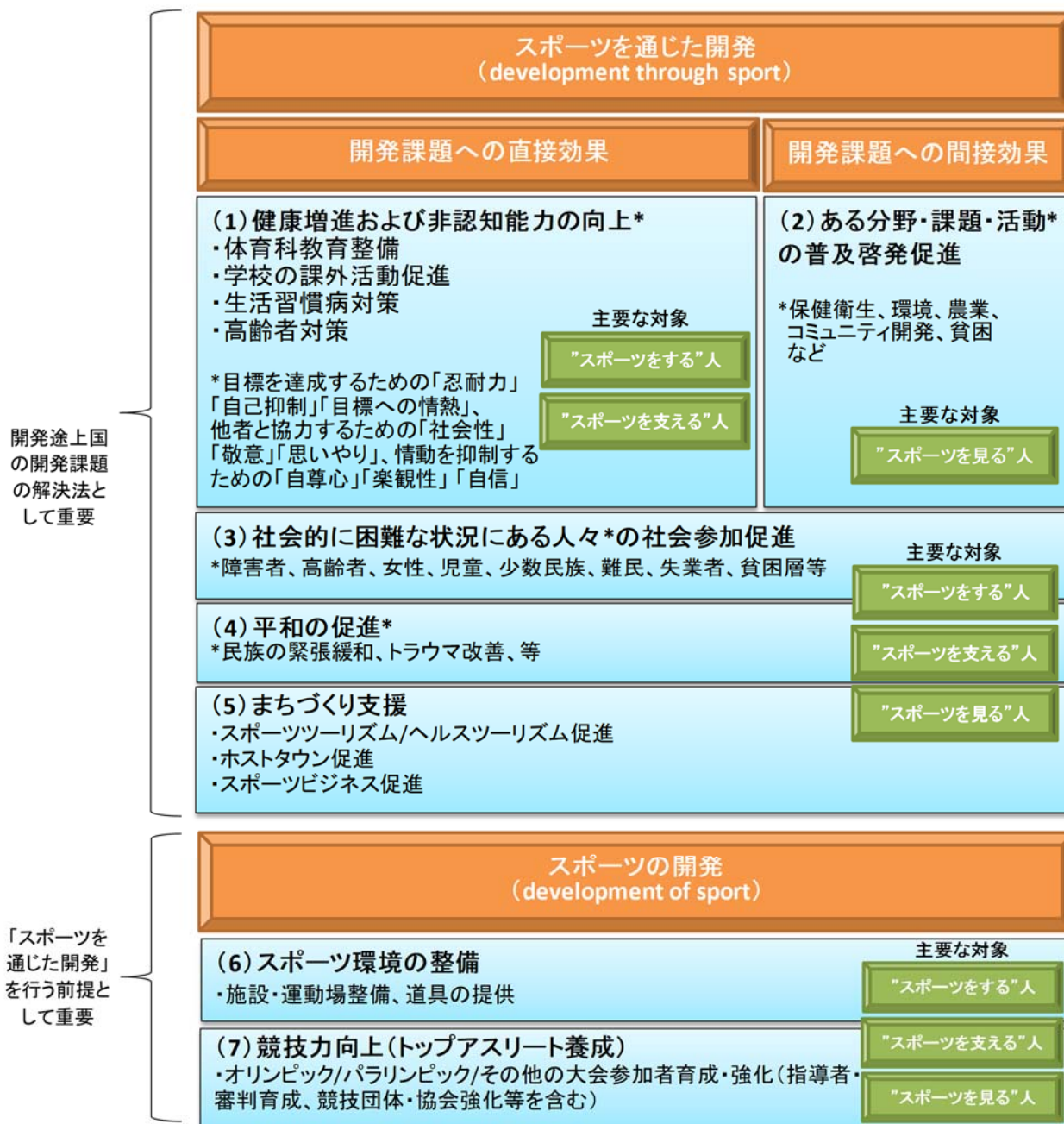


図 1 : JICA ができる「スポーツと開発」事業のアプローチ

(1) 健康増進および非認知能力の向上

本アプローチは、スポーツを実施する人々の心身の発達に寄与する。スポーツには身体活動・運動の強度や頻度の高いものが含まれるが、適切な強度と頻度で継続的に行われれば、身体活動・運動が心身の健康に様々な正の効果をもたらすことは既に確認されている<sup>25</sup>。また、読み書き計算ができる識字・計算能力やいわゆる学力テストで測れるもの（認知能力）に限らず、忍耐力、社交性、好奇心や自尊心など個人の幅広い力や姿勢を含み、個人のキャパシティビルディングの支えになるものとして、非認知

<sup>25</sup> 厚生労働省「健康 21 身体活動・運動」より [http://www1.mhlw.go.jp/topics/kenko21\\_11/b2.html#A21](http://www1.mhlw.go.jp/topics/kenko21_11/b2.html#A21)  
 内藤義彦「疾病予防および健康に対する身体活動・運動の効用と実効性に影響する要因」武庫川女子大学 より  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002q9dz-att/2r9852000002q9k7.pdf>  
 WHO, Health topics; Physical activity より <http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs385/en/>

能力がある<sup>26</sup>。近年、この能力は将来の所得やキャリアの成功にも影響すると多数の研究で指摘されており、幼児期のみならず、10代後半でも鍛えることができると指摘されている。これら能力が培われる要因として、家庭や学校での教育活動におけるプロセスを思考する力（掃除の手順を考える、公平にグループを作る方法を考える等）が挙げられており、それらの場づくりとして、スポーツが果たす役割は大きい<sup>27</sup>。

このような効果をもたらす手法として、体育科教育の普及がある。しかし、体育（保健体育）は世界の9割以上の国でナショナルカリキュラムとして必修科されている<sup>28</sup>一方、特に開発途上国ではその認知度の低さや、指導人材・施設の不足等により十分な実施がなされていない場合が多く、その支援ニーズは高い。また、初等教育における体育科教育以外にも、運動会、課外活動におけるスポーツ実施（部活動）の普及推進<sup>29</sup>なども、健康増進や非認知能力の向上に役立つものである。

また、日本の体育科教育の特徴である「保健体育」の教科名称のとおり、体育科教育には一生涯の健康への寄与が期待される。特に成人を対象にした肥満などの生活習慣病対策や、高齢者を対象にした基礎体力保持ならびに認知症対策など、予防医療の観点から、学校教育が生涯学習へシフトしていく過程で、改めてスポーツを生活の質を高めるツールとして用いることができる<sup>30</sup>。

以上、本アプローチは、「スポーツを通じた開発」の中で「開発課題への直接効果」が期待できる手法と位置づけられる。また、事業の主な対象となるのは、特に体育という視点では生徒など“スポーツをする”人が中心であり、一方で、それらに対して適切に体育を指導する教員や外部コーチなど“スポーツを支える”人の存在も重要である。

過去、JICAの取り組みでは、主にボランティア事業や、草の根技術協力事業、技術協力プロジェクトによって、体育科教育を支援してきた。最近では、生活習慣病対策関連の活動など「健康促進」の視点からの事業も開始されつつある（参考資料2「スポーツと開発」に関する日本ならびにJICAの動き）。

## (2) ある分野・課題・活動に関する普及啓発促進

スポーツの試合・大会、または、著名なスポーツ選手など、スポーツが人を集める力は古くから認識・重要視されている。本アプローチは、スポーツイベントなど、人が多く集まる機会を利用して、あるトピックの普及啓発にスポーツが貢献することを意味する。トピックは保健衛生や環境、農業、コミュニティ開発、貧困削減など、問わない。著名なスポーツ選手などが絡みキャンペーン的にメッセージを発

<sup>26</sup> 目標を達成するための「忍耐力」「自己抑制」「目標への情熱」、他者と協力するための「社会性」「敬意」「思いやり」、情動を抑制するための「自尊心」「楽観性」「自信」などを指す。

<http://benesse.jp/kyouiku/201604/20160422-3.html> など

<sup>27</sup> 特に身体的かつ精神的な努力が必要とされ、チームワークを構築することを学べるスポーツ活動は「子どもの自尊心や競争心、粘り強さ、動機付け、規律と責任を発達させ、これらは全て学校で身に着ける非認知スキルであり、学習過程で役立つものであり、スポーツ活動は健康を増進させて、生産性の向上にも直接つながる（Cornelißen and Pfeifer, 2012）」とされている。独立行政法人経済産業研究所（2014）「幼少期の家庭環境、非認知能力が学歴、雇用形態、賃金に与える影響」<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/14j019.pdf>

<sup>28</sup> Results and Recommendations of the World Summit on Physical Education (2008)および Ken Hardman, *PHYSICAL EDUCATION IN SCHOOLS: A GLOBAL PERSPECTIVE*, 2008 より

<sup>29</sup> 日本型教育の海外展開推進事業の一つとして位置づけられて、関連事業が行われている場合もある。例えば、我が国が策定した「インフラシステム輸出戦略（2017年5月改訂）」において、日本の強みのある技術・ノウハウを最大限に活かして、世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことが目指されている。その中で、人材育成を含むソフトインフラも重点分野として位置づけられており、官民協働のオールジャパンで取り組む日本型教育の海外展開推進事業（EDU-Port ニッポン）が実施されている。

<sup>30</sup> 厚生労働省による「日本の第4次国民健康づくり対策（健康日本21（第二次））」（2013年～）においても、生活習慣および関連する社会環境の改善が必要なものとして、特に将来を担う次世代や高齢者を対象とした身体活動・運動が掲げられている。[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kenkounippon21.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kenkounippon21.html) など

するパターン以外に、何らかの具体的な教育啓発プログラムをスポーツイベントに組み合わせて実施するパターンがある<sup>31</sup>。また、スポーツイベントが実施されている場所で直接行われる場合、パブリックビューイングのような形の場合など様々あるが、普及啓発したい重要な情報と人をマッチングする場としてのスポーツ（試合・大会）の利用といえる。SDGs 各項目に対するスポーツの役割においても、このような普及啓発促進にスポーツを利用するアプローチが多く示されている。スポーツ（試合・大会）の実施のしやすさや、関わる人々の多さ、その国における知名度や浸透率、著名選手の有無などによって適当なスポーツが選ばれるが、実際にスポーツ（試合・大会）を行う人々よりも、直接会場に来て試合・大会を観戦する人々やテレビやラジオなどを介して観戦する人々が主な対象となるのが特徴である。その他、チャリティマッチのように、スポーツイベントの売上が何らかの分野・対象・地域等の支援に使われるなど、途上国支援のための資金集めのツールとなるパターンもある。

以上、本アプローチは、「スポーツを通じた開発」の中で「開発課題への間接効果」が期待できる手法と位置づけられる。また、事業の主な対象となるのは“スポーツを見る”人であり、実際に“スポーツをする”人や、それを支援する“スポーツを支える”人は副次的な位置づけである。

過去、JICA の取り組みでは、HIV/エイズの蔓延防止を目的としたガーナやカメルーンにおける官民連携のパブリックビューイングのプロジェクト例がある（参考資料 2「スポーツと開発」に関する日本ならびに JICA の動き）。

### (3) 社会的に困難な状況にある人々の社会参加促進

本アプローチは、社会的な環境要因によって不利な立場におかれている人々、例えば障害者や女性、高齢者、少数民族、難民、貧困層など、開発途上国において社会的に孤立したり種々の困難を抱える状況にある人々に対して、スポーツを行う機会を提供することで自己啓発を促し、内的・外的に彼らの存在意義を示し高めていくことである。同時に周囲の人々やコミュニティ全体における偏見の解消ならびにインクルージョンの機運の醸成を促進し、すべての人の社会参加促進につながることに注目したアプローチで、社会を構成するすべての人々の社会的包摂を重要視したものである。

開発途上国では、特に障害者を取り巻く社会環境の過酷さはもとより、紛争や労働災害、交通事故などの影響による後天的に発生する障害を持つ割合は、他国のそれと比べ比較的に高い<sup>32</sup>。障害分野を対象とする種々の支援同様にスポーツによる支援の意義は高く、同時に障害者スポーツの潜在的な発展可能性を秘めているともいえる。

また、ジェンダー格差による偏見や不平等も影響し、一般的に男性よりも女性がスポーツを行う機会が限られている場合が多い。さらに一部の国や地域では、女性の服装等の制約から、スポーツの実施に不自由があったり、スポーツへの参加自体が不可能となる場合もある。文化的宗教的な観点を尊重しながらも、UNESCO の国際憲章でも示されているように全ての人にとっての基本的な人権の一つとされるスポーツを、性別や年齢、障害のあるなしに関わらず、すべての人たちが行えるようになることを支援する意義は大きい。

以上、本アプローチは、「開発課題への直接効果」と「間接効果」双方の要素を持つ。また、事業の主な対象となるのは、“スポーツをする”人であるが、特に障害者スポーツでは“する人”同様に周囲

<sup>31</sup> スポーツイベントに集まった特に若者を対象に HIV/AIDS の検査と教育啓発プログラムを実施する例など。

<sup>32</sup> 世界人口の約 15%にあたる 10 億人が障害者であり、その約 80%が途上国で暮らしているとされている（国際連合広報センター 障害を持つ人々に関するファクトシート（2013 年 12 月）より [http://www.unic.or.jp/news\\_press/features\\_backgrounds/5820/](http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounds/5820/)

の人や環境の役割が大きく、“支える”人の重要性もより高まる。さらに、障害者スポーツで競技性の高いパラリンピックを中心に、近年の社会的包摂促進の潮流に併せてこれら取り組みが広報される機会も多く、“見る”人にも影響を与える。過去の JICA の取り組みでは、主に草の根技術協力事業や研修員受入、技術協力プロジェクトによって、このアプローチを行ってきた（参考資料 2「スポーツと開発」に関する日本ならびに JICA の動き）。

#### (4) 平和の促進

冷戦終結後、世界各地で紛争が頻発し、それらの解決と紛争終結後の復興・開発、加えて紛争再発の防止に対する支援が国際的に重要な課題となっている。国連は、スポーツが持つ平和や寛容、相互理解を促進する力を重要視し、スポーツの場を通じて異なったコミュニティ、文化、宗教の人々、または紛争を経験した人々が集い、スポーツを通じて対話を行うことで、寛容性や和解を進めることができると述べている<sup>33</sup>。また、スポーツを通じてライフスキル、フェアプレー、コミュニケーションなどを学べるだけでなく、ストレスやトラウマを軽減するなど、心を癒す効果も指摘されている<sup>34</sup>。既述の通り（表 5 を参照）、SDGs の「目標 16：持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する」に対して、「スポーツは復興後の社会再建や分裂したコミュニティの統合、戦争関連のトラウマからの立ち直りにも役立つことがある。このようなプロセスでは、スポーツ関連のプログラムやイベントが、社会的に隔絶された集団に手を差し伸べ、交流のためのシナリオを提供することで、相互理解や和解、一体性、平和の文化を推進するためのコミュニケーション基盤の役割を果たすことができる」との記載があり、スポーツは平和の促進にも大きく貢献できるとされている。

JICA は紛争影響国・地域における特別かつ膨大なニーズに対応するために包括的なアプローチを探っており、スポーツもその課題解決に資する効果的なアプローチの一つとみなしている。スポーツには、スポーツを行う者同士の心身の発達、特に相互理解の促進や偏見の克服、戦争などで負った心の傷を癒す効果（ストレス軽減やトラウマ克服など）に直接資することができる側面と、スポーツの実施を支える周りの人々に、民族の融和や平和の促進等を普及啓発する側面がある。事業の主な対象となるのは、“スポーツをする”人であるが、コーチなどの指導者や保護者、コミュニティの住民など、スポーツを実施するために関わる人すべてに、その効果を波及させることができる。

具体的な活動の典型例は以下の通りである。

##### 活動の典型例

- 様々な点で対立状況にある集団に属する者同士がスポーツ（試合・大会）の実施を通じ交流する  
上記活動を行う際に配慮・工夫すべき点
- 対立状況にあるのは、実際にスポーツ（試合・大会）に参加する人々だけでなく、そのスポーツ（試合・大会）の実施を企画・調整・管理監督する人々、さらには、そのスポーツ（試合・大会）を見る人々も該当する場合があるため、それぞれへの影響を意識した活動を行う必要がある
- スポーツ（試合・大会）以外に、交流を促進するゲームや異文化理解のためのプログラムを組み込む

<sup>33</sup> UN Office for the International Year of Sport and Physical Education（2005）, Concept: International Year of Sport and Physical Education, P8

<sup>34</sup> 同上, P5-6



- スポーツ（試合・大会）に至るまでの、練習での交流や、トレーニングキャンプならびにホームステイなど共同生活や作業が求められる場を設定し交流を期待する
- 特にコーチなど指導者用の指導マニュアルの中で、フェアプレーの五原則として、中立、平等と社会的一体性、尊敬、信頼、責任を学べる工夫をする<sup>35</sup>
- 難民キャンプやその他生活が困難な場所に住む人々を対象に、実施場所を工夫する
- スポーツ（試合・大会）を実際に見る人に対しては、試合・大会中に観客同士の争いが起こらないような配慮が必要。スポーツ（試合・大会）を間接的に見る人については、テレビやラジオ、その他のメディアの効果的な利用方法の検討が重要である

上記に示すようなスポーツを通じた交流が、民族融和や平和の促進にどの程度関連しているのか、直接的な効果を詳細に検証した例は少ないが、関係者がルールに従い計画し、対話等の民主的な方法で問題の解決策を導き出すなど、実施過程における様々な行動変容などにその効果を見出すことが可能である。さらに、スポーツは宗教や社会的慣習の影響を受けづらいため、既述の通り、民族の融和や平和の促進に大きく役立つとされ、スポーツがいつでもできる状況にあることはその国・地域の平和を可視化しているともいえる。また、特定の民族間に起因する諸問題に、第三者だからこそできるアプローチともいえる。他方で、誤った利用がされると、ある特定の民族意識や愛国心のみを高め、他者を無視・排除しようとする動きにつながる可能性をはらむ点に注意が必要である。

以上、本アプローチは、「開発課題への直接効果」と「間接効果」双方の要素を持ち、既述の通り、「スポーツをする」人と「スポーツを支える人」を中心に、「スポーツを見る人」も対象となる。過去 JICA では、南スーダンやボスニア・ヘルツェゴビナを対象にした専門家派遣や技術協力プロジェクトの例がある（参考資料 2「スポーツと開発」に関する日本ならびに JICA の動き）。さらに、JICA ボランティアによる、難民キャンプ、大規模災害の被災地等での活動実績が多数報告されている。将来の見通しが立ちにくく、厳しい環境下で暮らす人々に対するスポーツを通じた支援活動は、彼らの心の安定に寄与している。

#### (5) まちづくり支援

このアプローチは、古くは 1964 年の東京開催時に見られた、オリンピック・パラリンピックのようなメガ・スポーツイベントを契機に、国や地域が、競技場などの施設のみならず、交通機関や道路などの社会インフラや、宿泊施設などを整備する例を言うが、最近では、スポーツツーリズム<sup>36</sup>やヘルスツーリズム<sup>37</sup>など、人を集めるスポーツおよび関連イベントが触媒となって、地域の活性化などまちづくりに貢献することも含む。さらに、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、地方公共

<sup>35</sup> サッカーを通じ、ユダヤ人とパレスチナ人のみならず、イスラム教徒のパレスチナ人とキリスト教徒のパレスチナ人の融和を促進するフットボール・フォー・ピース（Football for Peace: F4P）での事例など（福島安紀子「紛争と文化外交 平和構築を支える文化の力」、慶応義塾大学出版会、2012 年より）

<sup>36</sup> プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取り組み（朝日新聞、2014）。日本スポーツツーリズム推進機構は、「観るスポーツ」（プロ野球、Jリーグ、大相撲、総合格闘技など）、「するスポーツ」（マラソン、サイクリング、トレッキング、スキーなど）、「支えるスポーツ」（ボランティアなどによる大会支援、国際競技大会・スポーツ合宿の誘致など）と分類している。

<sup>37</sup> 旅行という非日常的な楽しみの中で、旅行中のトラブルを回避したり、健康回復や健康増進を図るものを指すもので、様々な形態があるが、スポーツが関連するものは、「レジャー、健康増進や体力増強」とされ、自然体験旅行や、リフレッシュゴルフ旅行、ヨガレッスン旅行などが挙げられている（日本ヘルスツーリズム振興機構 <http://www.npo-healthtourism.or.jp/about/>）

団体を「ホストタウン」として全国各地に広げていく試み<sup>38</sup>や、独立行政法人日本貿易振興機構（Japan External Trade Organization: JETRO）が進めるスポーツビジネスの海外での普及支援<sup>39</sup>などの例もある。スポーツおよびその関連イベントに直接参加した者のみならず、ボランティアやその他、関連イベントを支える人や、関連イベントを観戦する人が、同時に観光を楽しむなどしてその地域への経済波及効果や文化交流を生み出すなど、地域と外部の人々の様々な交流によってまちづくり支援を行っている。

以上、本アプローチは、「開発課題への直接効果」と「間接効果」双方の要素を持ち、“スポーツをする”人、“スポーツを支える人”、“スポーツを見る人”全てが対象となる。他方で、日本国内でこの意味合いでスポーツが有効に機能した例は、1990年代に地域密着を信条として発足したJリーグ以降とされており<sup>40</sup>、スポーツ環境そのものがまだ十分整っていない開発途上国においては上記のような例はほとんどなく、過去のJICAの取り組みでも、事業レベルで明確に行われたケースはない。

#### (6) スポーツ環境の整備

本アプローチは、トップアスリートのみならず、広く国民がスポーツを行うために必要なハード面を整備することである。具体的には、ルールに則った各種スポーツを行える施設や運動場を整備すること、スポーツに関連した道具を整えることなどを指す。障害者スポーツの普及に際しては、障害者にとって利便性が高い施設が増えることが期待されるが、本質的には、障害の有無に関わらず、すべての人に対応した施設整備が当初から検討されることが望ましい。

過去 JICA の取り組みでは、主に文化無償やボランティア事業によって、このアプローチを行ってきた（参考資料 2「スポーツと開発」に関する日本ならびに JICA の動き）。

#### (7) 競技力向上（トップアスリート養成）

本アプローチは、国際舞台で活躍できるアスリートとそれらアスリートを育てる人材・組織の育成を支援するものである。オリンピックやパラリンピック等各種国際大会に参加、活躍できるトップアスリートの数を増やし、多くの人々に自国への誇りを喚起し、夢や感動を与えることができる。また、その国の国際場裏におけるプレゼンス向上にも繋がる。競技スポーツの振興は、スポーツに関わる裾野人口を増加させ、スポーツが日常生活において身近なものになることで、活力ある健全な社会の形成に寄与する。アスリートの発掘、育成支援に加え、“支える”立場にある、競技団体・協会や、審判、指導者の育成支援（全国規模の競技大会の開催支援を含む）も必要である。

過去 JICA の取り組みでは、主にボランティア事業によって実施され、JICA の歴史的に最も事業経験のあるアプローチである（参考資料 2「スポーツと開発」に関する日本ならびに JICA の動き）。

<sup>38</sup> スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興などに資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る目的で行われる取り組み。

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/hosttown\\_suisin/](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/hosttown_suisin/)

<sup>39</sup> JETRO 主催で、日本のスポーツ関連製品やサービス、スポーツツーリズムなどの紹介をミャンマー（2017年）やベトナム（2018年）で行った例がある。[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/houdou/29/10/1397337.htm](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/29/10/1397337.htm) や、<https://www.jetro.go.jp/events/sid/a719ecac10f3c944.html> など

<sup>40</sup> “地域密着”という言葉はJリーグ自体が厳密に定義・説明をしたことはないが、“Jリーグ百年構想”や“ホームタウン”の考え方に、このような地域に根差した活動が示されている。Jリーグ発足以前の日本のトップレベルのスポーツは、ある特定企業に属した個人・チームによるものが中心であった。しかし、Jリーグ発足以降は、野球やバスケットボールなど、地域（性）が基礎となり、あるスポーツの実施・運営のみならず、その地域でのスポーツ文化の普及なども含めて、スポーツが地域づくりと密接に関わるようになったケースが増えている。

<https://www.nippon.com/ja/currents/d00076/> や <http://www.sankei.com/column/news/141018/clm1410180006-n1.html> 等

## 第2章 「スポーツと開発」重点取り組み方針

### 2-1 三つの柱

JICAが行う「スポーツと開発」事業は、スポーツを手法として用い、直接的・間接的に開発途上国の個人や集団が持つ能力を高めたり、可能性を広げることで、人々の生活をより健康で豊かなものにする、開発課題解決のための効果的な手段のひとつである。JICAはSDGsの達成に向けて、これら手法を有効に活用し、SFTをはじめとする日本の関連政策にも貢献する。既述のJICAができる「スポーツと開発」事業のアプローチをベースに、「スポーツと開発 ポジションペーパー」で示された「三つの柱」をさらに発展させ（下図2）、2020年東京オリンピック・パラリンピック以後の世界を踏まえた持続的・継続的な取り組みを展開する。

これまで、ボランティア事業・研修員受入・文化無償等の実績が数多く存在するが、今後は上述の手法に基づく各種事業スキームの実施が期待される。本手法の意義や効果を検証していくため、2022年を目途に好事例の収集、過去の実績の整理を行い、「スポーツと開発」事業の設計・実施・評価手法の在り方を検討する。また、過去・現在・将来において連携した関連組織および人材と連携・協力して、これら取り組みを見える化するると共に、今後の関連事業の計画・実施・評価時においてもこれら関連組織および人材との連携をすすめる。

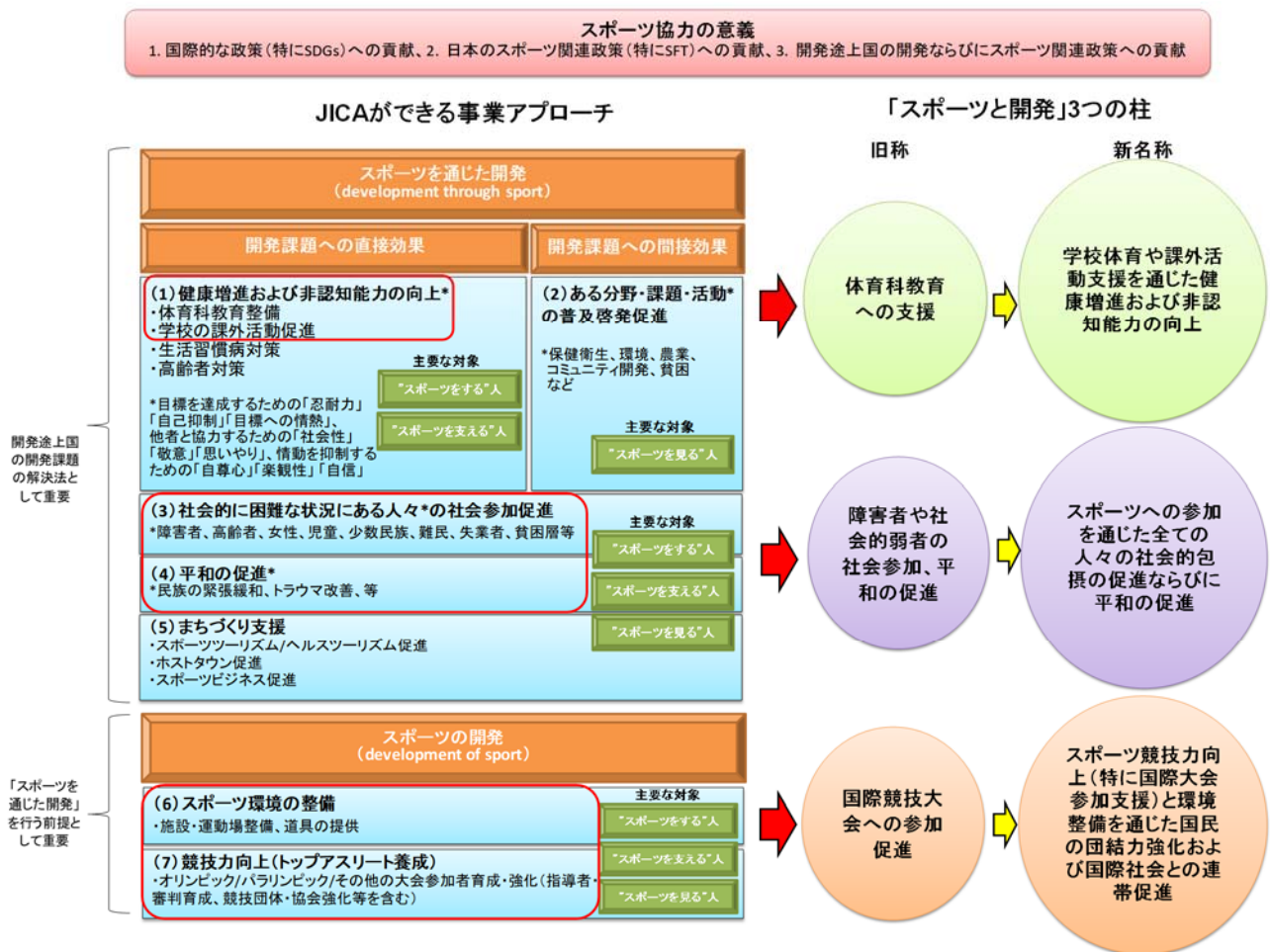


図2：JICAができる事業アプローチと「スポーツと開発」三つの柱

### 2-1-1 学校体育や課外活動支援を通じた健康増進および非認知能力の向上

体育科教育の重要性の認識を高める支援、教員養成支援、カリキュラム開発・普及等の支援を行う。日本の現行学習指導要領<sup>41</sup>では、体育とは運動を教材に、健康・保健衛生・協調性を学び、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培う教科とされている。日本式体育をモデルとした体育科教育を通して、開発途上国の人々の心と体の成長を促し、人々の生活の質を高める機会を提供する。

体育科教育分野は日本が大きな経験則を有し、日本に強みのある技術・ノウハウを使うことが可能である。日本の体育科教育は、生涯を健康に過ごすための学習のほか、順序立てて物事を思考する力、模索する力などの、いわゆる「非認知能力」の向上に役立っている。

JICA 事業においては、1965 年の派遣開始当初からボランティア事業における実績が高く、次いで研修員受入事業、2010 年台以降は技術協力プロジェクトも実施した実績がある。

### 2-1-2 スポーツへの参加を通じた全ての人々の社会的包摂の促進ならびに平和の促進

スポーツへの参加は、障害者や女性・子どもなど社会的弱者、あるいは戦争の被災者等、何らかの理由で社会参加の機会が限られている人々にとり、心の癒しや精神的な支えとなりうる。

スポーツ参加は、誰もが公平なルールの元に活動し関わり合う事で、偏見や差別を払しょくし、個々のエンパワメントを高め、多くの人と関わる機会を創出する。ルールの元に公正に判断するロールモデルは、主に子どもたちにとって、社会的公正・規範遵守などの価値観を学ぶ機会になると共に、社会包摂を体感する効果が期待される。また、大きなスポーツ大会などイベント開催には、それらを行える平和で安定した環境を参加者が実感し、平和を希求する気持ちを促進することも期待される。特に、JICA が本アプローチを行う場合は、これらの交流はコミュニティレベルを視野に入れたものだけでなく、スポーツ関連省庁などの政府関係機関を巻き込んだ形となる場合が多く、これら政府機関の能力強化にも資することができる。このような、スポーツを通じた政府の基礎能力の構築やコミュニティの社会統合・エンパワメントが、紛争が発生・再発しにくい社会の基礎作りの一端を担える可能性がある。

### 2-1-3 スポーツ競技力向上（特に国際大会参加支援）と環境整備を通じた国民の団結力強化および国際社会との連帯促進

オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会での競技力向上を支援すべく、選手・指導者育成、競技団体運営支援を行う。国際大会への参加は自国チームの国際舞台での活躍が国家の統一感や民族統合の象徴となり、国民の心をつなげ、国の統一感や安定感をもたらす機会となるだけでなく、国際舞台で活躍できる選手の登場により、その国のイメージ向上や国際社会での存在感を増すことに繋がる。また、トップスポーツの発展は子どもたちに夢や目標を与え、草の根でのスポーツ活動の普及にも寄与できる。2020 年東京オリンピック・パラリンピックを目標に、より多くの開発途上国のアスリートや関係者が国際大会へ参加する道筋に寄与する。

<sup>41</sup> 文部科学省（2011）小学校学習指導要領第 2 章各教科第 9 節体育「体育とは生涯にわたり運動に親しむ資質や能力の基礎を育て、健康の保持増進と体力の向上を図る事を目標とする」

### 第3章 具体的な事業方針

#### 3-1 2022年までの事業方針

##### 3-1-1 JICA 中期目標/計画（2017年4月～2022年3月）

JICAは、2017年4月から2022年3月を対象とした中期目標および中期計画で、日本の開発協力の重点課題に関して5つの目標を掲げている。その中の、“開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれに応じた貧困撲滅）”という目標内で取り組むべき課題の一つとしてスポーツが挙げられており、スポーツを通じた開発への支援強化が述べられている。それを基に、2017年度計画では、SFTをはじめとした政府方針を踏まえた「スポーツと開発」に係る事業方針に基づき、①ボランティア派遣、課題別研修や技術協力プロジェクト等の事業を形成・実施、②競技団体・大学等の関係機関とのネットワークの強化、③好事例や知見の蓄積、④体育・スポーツ分野の広報媒体の作成・配布やイベントの開催、相手国政府への発信強化、を行うことを示している。

他にも、JICAが取り組みを重視する“万人のための質の高い教育”や“社会保障・障害と開発”、“平和の安定、安全の確保”も「スポーツと開発」によるアプローチが可能と考えられる。また、「スポーツと開発」事業には多様な人材・組織が関与するため、JICAの目標の一つである“多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大”にも合致する。

表6：JICA 中期目標/計画や2017年度計画におけるスポーツの位置づけ

JICA中期目標（2017年4月～2022年3月）
「日本の開発協力の重点課題」より、目標と目標内で取り組むべき課題（「スポーツと開発」に直接言及したもの）
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
<b>オ スポーツ</b> スポーツを通じた開発への支援強化を行う。その際、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に貢献する関係機関との連携強化を重視する
指標2-9 SFTに資する、関係機関との連携強化やスポーツを通じた支援の実施状況（SDGゴール4関連）
関連指標（定性目標）/目標水準（定量指標） ボランティアを通じた活動の裨益者数（2014年から2015年度実績平均 7.3万人/年） スポーツ分野における新規ボランティアの派遣人数（2012年度実績81人を2020年までに倍増）
その他目標と目標内で取り組むべき課題（「スポーツと開発」に間接的に絡むもの）
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅） エ 万人のための質の高い教育 カ 社会保障・障害と開発
(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 イ 平和の安定、安全の確保
(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大
JICA中期計画（2017年4月～2022年3月）
「日本の開発協力の重点課題」より、目標と目標内で取り組むべき課題（「スポーツと開発」に直接言及したもの）
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
<b>オ スポーツ</b> SFTの取組にも留意し、関係機関との連携強化を図りつつ、体育科教育指導、スポーツを通じた障害者・社会的弱者の社会参加の拡大や平和の促進等、スポーツを通じた開発を支援する。
JICA2017年度計画
「日本の開発協力の重点課題」より、目標と目標内で取り組むべき課題（「スポーツと開発」に直接言及したもの）
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）
<b>オ スポーツ</b> ・ SFTをはじめとした政府方針を踏まえた「スポーツと開発」に係る事業方針に基づき、ボランティア派遣、課題別研修や技術協力プロジェクト等の事業を形成・実施する。その際、競技団体・大学等の関係機関とのネットワークを一層構築するとともに、好事例や知見を蓄積する。 ・ 特に、機構の体育・スポーツ分野の広報媒体の作成・配布やイベントの開催、相手国政府への発信に取り組む。

3-1-2 より詳細な事業方針

上記、中期目標/計画を基に、現在から 2022 年 3 月までの JICA の「スポーツと開発」に関するより具体的な事業方針は下表の通りとし、以下詳細を述べる。

表 7：2022 年 3 月までのより具体的な事業方針

事業方針
(1) 世界の 150 以上の国と地域を対象に、日本の ODA を一元的に行う実施機関としての責務から、政府が掲げる「スポーツを通じた国際戦略（仮称）」が目指すべき方向性に対して貢献する
(2) 2017 年 4 月から 2022 年 3 月までの JICA 中期目標/計画で示したように、事業の形成・実施、競技団体・大学・地域など関係機関とのさらなるネットワークの構築、好事例や知見の蓄積など、「スポーツと開発」に関する事業・活動を強化する

(1) 「スポーツを通じた国際戦略（仮称）」への貢献

日本のスポーツ庁策定の「スポーツを通じた国際戦略（仮称）」では、その目指すべき方向性として、日本のスポーツ基本計画や SDGs への貢献などが挙げられているが、日本政府が世界に約束した具体的なアクションである SFT への貢献は特に重要である。2014 年から 2020 年までの 7 年間で開発途上国を含む 100 カ国以上 1,000 万人以上を対象にスポーツを通じた国際貢献事業を行うため、特に開発途上国とのネットワークの有無が必要不可欠であり、世界の 150 以上の国と地域を対象に日本の ODA を一元的に行う実施機関として、JICA が果たすべき役割は大きい。SFT への貢献を意識した事業計画ならびに実施を重視する。

達成の指標としては、SFT への貢献度（裨益者数やボランティアの数等）が挙げられる。

(2) JICA 中期目標/計画に沿った事業・活動の強化

既述の通り、JICA は 2017 年 4 月から 2022 年 3 月までの中期目標/計画で、「スポーツと開発」に関する事業・活動の強化を明記しており、より具体的には以下の事項を重視する。また、これらの内容は 2018 年以降の年度計画にも適宜反映する。

達成の指標は、各活動の実施・実現数である。

表 8：JICA 中期目標/計画に沿った事業・活動の強化事項

重視する事項	活動内容
①事業の形成・実施	特に三つの柱を重視しながら、「スポーツと開発」に関連する各事業をそれぞれに求められる目標や期待される成果などに基づいて実施する。事業の形成においては下記②の要素にも配慮し、事業の実施経験は、下記③競技団体・大学・地域などの関係機関とのさらなるネットワーク構築や④好事例や知見の蓄積につなげる。また、下記⑤で述べる JICA 内関係部署間の連携強化活動などから、関係部署または部署横断的な新しい事業形成・実施も適宜行う。これら実際の事業については、JICA 内外への詳細な情報共有や広報を行う。

②重点地域・国の検討	<p>まず、2019年に日本で開催予定の国際場裏のトレンドや日本国政府方針に則し、アフリカを対象とした第7回アフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development: TICADⅦ）を見据え、アフリカ地域を重点とする。加えて、現在スポーツ庁で検討され、2018年度策定予定の「スポーツ国際戦略（仮称）」で重点地域とされる予定のアジア地域も併せて重点とする。</p> <p>その他、今後日本が実施を主導もしくは日本で開催される、ある地域の開発および課題解決を協議する会議・イベントの影響力や開催時期のタイミングにも配慮し、必要に応じて重点地域を定める。</p>
③競技団体・大学・地域など関係機関とのさらなるネットワークの構築	<p>JICA 全体としての「スポーツと開発」分野への取り組み強化は新しく、JICA 内でもその事業に特化した部署や職員の配置はなされていない。また、スポーツが本来持つ専門性からも、競技団体や大学など外部関係機関との連携抜きには、事業の形成・実施そのものが困難である。</p> <p>以上の観点から、これまでで事業ごとに構築していた外部関係機関とのネットワーク情報を整理し、JICA 全体で「スポーツと開発」に関連した外部関係機関や人材情報を利用できるようにするとともに、第2章で定めた「スポーツと開発」重点取組方針にて定めた3つの柱を戦略的に実施するために強化すべき連携先として、以下を挙げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柱1に資するべく、健康増進、生涯スポーツ推進、国民体育を推進する団体（例：ラジオ体操協会他）、</li> <li>・柱2に資するべく、障害者スポーツ、女性や子どものスポーツの普及を担う団体（例：ブラインドサッカー協会他）</li> <li>・柱3に資するべく、日本が強みを有する競技でかつ国際的な普及促進に力を入れている競技団体（例：講道館/全日本柔道連盟、日本ラグビー協会、日本サッカー協会など）</li> </ul>
④好事例や知見の蓄積	<p>過去に行われた「スポーツと開発」に関する JICA の事業例や他の外部関係機関による事業例を分析し、特に、好事例を抽出する。その過程で、「スポーツと開発」事業の設計・実施・評価手法の在り方を検討し、実際の事業の形成・実施においてそれら手法の検証を試みる。これらの動きは、JICA に「スポーツと開発」分野の主流化にもつながり、今後課題別指針の作成レベルにまで発展させることが期待できる。</p>
⑤JICA 内関係部署間の連携強化と JICA 内での意識統一	<p>協力構想会議や意見交換会などで、関連事業の情報共有や、「スポーツと開発」分野の主流化や事業の方向性など重要な議題についての意見交換を行うと共に、実際の事業の形成・実施においても適宜協力しあうことで、JICA 内関係部署間での連携を強化する。このような動きは、開発課題解決に向けた手法としてのスポーツに対する意識が今後 JICA 内で統一されることにもつながる。</p>

### 3-1-3 今後の「スポーツと開発」関連事業リスト

以上を加味したうえで、現時点で、今後想定される事業とその予定時期をまとめた「スポーツと開発」関連事業リストは別添 1 のとおり。既述した「スポーツと開発」協力構想会議や実務者タスクフォースで各進捗を把握しながら、必要に応じてその内容を更新する。また、新しい事業が計画・実施された場合も同様である。



## 第4章 実施体制

### 4-1 JICA の体制

#### 4-1-1 過去の体制

日本政府におけるスポーツ庁のように、「スポーツと開発」を一元化して扱う部署が JICA 内には存在しておらず、「スポーツと開発」に関連した事項を協議するには、部署横断的な調整が必要であった。そのため、古くからスポーツ関連事業を行っている青年海外協力隊事務局が調整役となり、他の関連 6 事業部と共に、①開発とスポーツの概念整理と JICA の実施方針検討、②事業の実施と JICA 内部関係部署との連携強化、③外部関係機関とのネットワーク構築・強化、④スポーツ分野の関連情報やナレッジの蓄積、などを行ってきた。そして、それらの活動の集大成として、2016 年 9 月に「スポーツと開発ポジションペーパー」を発行した。さらに、ラグビー、野球、サッカーなどスポーツ種目に特化した分科会も設置し、次章で述べるような外部機関との連携を効率的に強化してきた。

#### 4-1-2 現在の体制

既述した 3 つの柱を中心とした「スポーツと開発」に関する取り組みを今後強化していくために、2017 年 11 月に JICA は、青年海外協力隊事務局を運営事務局とする、外部有識者も交えた「スポーツと開発」協力構想会議を設置した。主な概要は以下の通り。

表 9：「スポーツと開発」協力構想会議概要

「スポーツと開発」協力構想会議
<b>構成メンバー</b> JICA内委員：青年海外協力隊事務局担当理事（議長）、広報室、企画部、社会基盤・平和構築部、人間開発部、国内事業部、青年海外協力隊事務局、の部局長 JICA外委員：スポーツ庁審議官、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会国際局局长
<b>運営事務局</b> 青年海外協力隊事務局
<b>開催頻度</b> 半期に1回
<b>目的</b> 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた「スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）」への貢献、および今期中期計画の重点課題のひとつであり、2017年度経営戦略の重要課題とも位置付けられている「スポーツと開発」への取り組みを青年海外協力隊事務局が中心となって進めていくにあたり、事業の方向性や手法、対外発信の在り方について、外部の有識者からの助言を得、関係各部との情報共有を円滑にする。
<b>具体的事項</b> (1) JICA関係各部が行う「スポーツと開発」に資する事業の方向性・手法などについての助言・意見交換 (2) 「スポーツと開発」に関する対外発信に向けた協力体制についての助言・意見交換 (3) 委員が所属する機関の最新情報の共有

また同時に、JICA 内関係部署の実務者レベルで、JICA の「スポーツと開発」の方針策定や事業展開の推進などに関して意見交換を行うための、「スポーツと開発」実務者タスクフォースも結成した。主な概要は以下の通り。

表 10：「スポーツと開発」実務者タスクフォース概要

「スポーツと開発」実務者タスクフォース
<p><b>構成メンバー</b>            JICA内：青年海外協力隊事務局、企画部、人間開発部、国内事業部、広報室、平和構築・復興支援室の次長・課長・担当者            その他-分科会（ラグビー、野球、サッカー）、地域部、他の課題部、など            JICA外：関連トピック・作業に関連するゲスト</p> <p><b>運営事務局</b>            青年海外協力隊事務局海外二課</p> <p><b>開催頻度</b>            適宜</p>
<p><b>目的</b>            2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたSFTへの貢献、および今期中期計画・本年度重点課題のひとつとなっている「スポーツ」について協力隊事務局が中心となって進めていくにあたり、関係各部の実務レベルとともに、JICAにおける「スポーツと開発」の方針策定および事業展開の推進等に関して意見交換を行う。トピックによっては、個別の作業グループを作り、詳細分析や検証、新しい関連事業・活動の創出を行う。</p>
<p><b>具体的事項</b>            (1) JICA内関係部署間の連携強化のための意見交換            (2) スポーツ分野の関連情報やナレッジの蓄積            (3) 構想委員会の助言に対する具体検討</p>

以上、JICA において「スポーツと開発」を推進する中心となる二つの体制は、共に連携し、スポーツ庁など他の日本政府機関が行う各種会議<sup>42</sup>で協議される内容との整合性にも配慮して活動を行う。

#### 4-2 他機関との連携

事業実施を通しより高い開発効果を得るためには、専門分野の知見を効果的に活用する必要がある。他方で、スポーツ分野では、他の開発課題と比較し、国内外の人材や協力団体等パートナーと連携した実績は限られている。このため、国内外の拠点と協力してスポーツ関連団体をはじめとする他機関との連携を更に強化する。この際、連携先が JICA プログラムとの協働を実施し易くするために、連携先・プログラム参加者等、多様な各機関のニーズに対応できるよう、既存スキームの柔軟化、連携先との摺合せ等を図る。

<sup>42</sup> スポーツ庁「スポーツ国際戦略連絡会議」や「スポーツ審議会スポーツ国際戦略部会」など

表 11 : JICA と競技団体・企業等との連携 (2018 年 3 月末時点)

団体名	内容
日本ラグビーフットボール協会	2013 年 7 月 : JICA-JRFU 連携協定。ラグビーを職種とするボランティアを派遣する「JICA-JRFU スクラムプロジェクト」を実施中。
読売巨人軍	2015 年 1 月 : 野球普及・振興のための JICA ボランティア事業 (青年海外協力隊等) に関する業務協力協定 (MOU) を締結。教本作成、指導者派遣等実施。
日本サッカー連盟・Jリーグ	2015 年 9 月 : 「3J 連携」として連携協定を締結。指導者派遣、研修受入れなど連携企画を更に推進。
広島東洋カープ	2016 年 3 月 : 野球を通じた国内外での国際協力活動の推進に向け、3 年間の連携協定を締結。
日本プロ野球機構	2017 年 9 月 : 指導書「みんなが輝く やさしいベースボール型授業」の供与、ボランティアの派遣前研修の支援。

表 12 : JICA と大学との連携 (ボランティア事業関連)

大学名	連携支援内容	対象国	期間
日本体育大学	体育教員養成校	カンボジア	2014 年-2017 年
	野球	ブラジル	2014 年-2017 年
	一般体操の普及	ネパール	2014 年-2018 年
筑波大学	障害者スポーツ	カンボジア	2015 年-2018 年
近畿大学	野球	ペルー	2014 年-2017 年
兵庫県立大学	野球	アルゼンチン	2014 年-2017 年
国士舘大学	剣道	ブラジル	2014 年-2017 年
関西学院大学	体力増進プログラム	スリランカ	2014 年-2018 年
桜美林大学	野球	コスタリカ	2015 年-2020 年
福岡大学	サッカー・野球	ボリビア	2015 年-2020 年
北九州市立大学	野球	グアテマラ	2015 年-2018 年
中京大学	ソフトボール・柔道	ボツワナ・アルゼンチン	2017 年-2020 年
流通経済大学	ラグビー	インドネシア	2017 年-2020 年
広島大学	柔道	ザンビア	2017 年-2020 年
福岡教育大学	野球	タンザニア	2017 年-2020 年

## 第5章 関連会議・イベントや既存の手段を利用した広報の方向性

### 5-1 スポーツまたは開発に関連する主要会議・イベント

東京オリンピック・パラリンピックが行われる 2020 年前後に行われるスポーツ関連の会議・イベントならびに「スポーツと開発」という文脈で重要となる開発（開発途上国支援）に関連する主要な会議・イベントは以下の通りである。日本で開催または日本が実施を主導する会議・イベントと、そうでない会議・イベントに分類し、開発関連会議・イベントとしては、国際デーも記載している。

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年-2029年	2030年
	スポーツ関連会議・イベント	日本で開催または日本が実施を主導する会議・イベント 2月：第8回冬季アジア競技大会（札幌） 3月：第4回ワールド・ベースボール・クラシック（WBC）（一部日本開催）	7-8月：ソフトボール女子世界選手権（千葉） 9月：日中韓スポーツ大臣会合 9-10月：女子バレーボール世界選手権（日本） 日・大洋州スポーツ大臣会合	8月：世界柔道選手権大会（東京） 9-10月：ラグビーワールドカップ（日本） 11月：国際スポーツ・フォア・オール（TAFISA）ワールドコングレス（東京） 12月：女子ハンドボール世界選手権大会（熊本） バレーボールワールドカップ（日本）	7-9月：東京・夏季オリンピック大会（日本）	5月：第10回ワールドマスターズゲームズ・関西（日本） 8月：世界水泳選手権（福岡） 第5回ワールド・ベースボール・クラシック（WBC）	2026年 第5回夏季アジア競技大会/パラ競技大会（名古屋）
上記以外の主要会議・イベント	7月：第6回ユネスコ・スポーツ大臣会合（MINEPS VI）（ロシア） 8月：第29回東南アジア競技大会（SEA GAMES）（マレーシア） 10月：第1回日・ASEANスポーツ大臣会合（ミャンマー） 11月：ユネスコ総会（CEGEPS選挙） 12月：アジアユースパラゲームズ（UAE）	2月：平昌・冬季オリンピック大会（韓国） 6-7月：FIFAサッカーワールドカップ（ロシア） 8月：第18回夏季アジア競技大会（インドネシア） 10月：第3回夏季アジアパラ競技大会（インドネシア） 11月：国内オリンピック委員会連合（ANOC）総会	10月：第2回日・ASEANスポーツ大臣会合（フィリピン） 第15回夏季スペシャルオリンピック（UAE） 東南アジア競技大会（SEA GAMES）（フィリピン）	IOC総会など	東南アジア競技大会（SEA GAMES）（ベトナム） 第12回冬季スペシャルオリンピック	2022年 2月：北京・冬季オリンピック大会（中国） 9月：第19回夏季アジア競技大会（中国） 11-12月：FIFAサッカーワールドカップ（カタール） 第4回夏季アジアパラ競技大会（中国）など 2023年 ラグビーワールドカップ（フランス） 第16回夏季スペシャルオリンピック 2024年 パリ・夏季オリンピック大会（フランス） 2025年 第11回ワールドマスターズゲームズ 第13回冬季スペシャルオリンピック 第6回ワールド・ベースボール・クラシック（WBC） 2026年 冬季オリンピック大会 FIFAサッカーワールドカップ 第5回夏季アジア競技大会/パラ競技大会（名古屋） 2028年 ロス・夏季オリンピック大会（USA）	

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年-2029年
レガシー創出に向けた仕込み	3月8日：国際女性の日、4月6日：開発と平和のためのスポーツの国際デー、4月7日：世界保健デー、6月20日：世界難民の日、8月12日：国際青少年デー、9月21日：国際平和デー、9月27日：世界観光デー、10月1日：国際高齢者デー、10月6日：国際協力の日、10月11日：国際ガールズデー、10月16日：世界食糧デー、10月17日：貧困撲滅のための国際デー、10月24日：国連デー、12月1日：世界エイズデー、12月3日：国際障害者デー、12月5日：経済・社会開発のための国際ボランティアデー、12月10日：人権デー	5月：第9回太平洋・島サミット（PALM8）（福島）	TICAD7（横浜）		
レガシー創出（黄金の3か年）					
レガシーの果実					
開発関連会議・イベント	11月：国際女性会議 WAWI（東京） 【国交・外交樹立・修好関係：モルディブ、タイ、マレーシア】	5月：国際女性会議 WAWI（東京） 【国交・外交樹立・修好関係：インドネシア、ミクロネシア、ベトナム、アルゼンチン、コロンビア、ペネズエラ、エクアドル、メキシコ】	【国交・外交樹立・修好関係：メコン、イラン、ペルー】		2021/2024/2027年 太平洋・島サミット（PALM9、10、11）
上記以外の主要会議・イベント	[ASEAN50周年]			Nutrition for Growth	

図 3：スポーツまたは開発に関連する主要会議・イベント（拡大版は別添 2 を参照）

スポーツ関連会議・イベントとしては、①世界最高水準の技術・スピード・勝敗等を競い合う、ある一部の選ばれた人々を対象とする、オリンピックやパラリンピック、そしてサッカーやラグビーなどある特定スポーツに関するメガ・イベントや、②対象者がより広くなり、競技性もより低くなった、スペシャルオリンピックスやワールドマスターズゲームズ、そしてマラソンなどある特定スポーツに関するイベント、③スポーツ関連の大きな会議、という大まかな分類ができる。日本のスポーツ庁の「スポーツを通じた国際戦略（仮称）」では、2017年のユネスコ・スポーツ大臣会合を皮切りに、上図に示す通り、日本やアジア、その他で開催されるスポーツに関連する国際競技大会や国際会議のタイミングを利用して、国際的なムーブメント作りを行う方針が述べられている。特に、2017年から2018年を“レガシーに向けた仕込み”の時期、2019年から2021年までの3年間を黄金の3年間としこの期間を“レガシー創出”の時期、2022年以降を“レガシーの果実”を享受する時期、と位置付け、SDGsの目標年である2030年までにスポーツのSDGsへの貢献を最大化することを掲げている。この日本政府の方針に歩調を合わせ形で、これらスポーツに関連する国際競技大会や国際会議などの機会を、「スポーツと開発」事業推進のための広報に利用できる。特に、日本で開催または日本が実施を主導する会議・イベン

トは、広報としての利用のやりやすさや、国内外への影響力の大きさもあり、重要である。

JICA も大きく関与する、開発（開発途上国支援）に関する主要会議・イベントとしては、①毎年定められた日に、ある開発課題・分野などの解決を全世界に呼びかける目的で国際機関らによって定められた記念日である国際デーや、②日本とある国の国交や外交樹立の周年を祝った日など国際外交的な記念日（JICA の在外事務所の開設年やボランティア派遣の開始年なども含む）、③アフリカを対象としたアフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development: TICAD）や大洋州を対象とした太平洋・島サミット（Pacific Islands Leaders Meeting: PALM）など、ある地域の開発および課題解決を協議する会議・イベント、④国際女性会議 WAW!など、ある分野の開発および課題解決を協議する会議・イベント、がある。スポーツに関連するイベントと同様に、これら開発に関する記念日や会議・イベントの機会を、「スポーツと開発」事業推進のための広報に利用できる。特に、TICAD や PALM など、日本で開催または日本が実施を主導する会議・イベントは、広報としての利用のやりやすさや、国内外への影響力の大きさもあり、重要である。

## 5-2 JICA の広報媒体

JICA には、以下のように、様々な広報の媒体があり、「スポーツと開発」に関する取り組みについても、適宜、JICA は対外的な広報を行ってきた。今後、JICA が「スポーツと開発」事業の取り組みを強化していくのに伴い、これら広報媒体および外部メディアを効果的に利用して、「スポーツと開発」に関する認識を高めていく必要がある。

表 13：JICA の既存の広報媒体

形態/形式	広報に使える媒体名	特徴	過去の「スポーツと開発」関連事業紹介例
JICAの一般向け広報誌	日本語版：mundi (旧称JICA's World) 英語版：JICA's World	開発途上国の現状や、現場で活動する人々の姿を紹介するもの	mundi：2016年6月号「スポーツ 人をつなぎ、国をつくる」 JICA's World：2010年4月号「スポーツのカ-人間力を育むもう一つの現場」、2012年7月号「スポーツ 未来へのスタート」
ボランティア事業用広報誌	クロスロード	青年海外協力隊事務局が編集発行するボランティア事業に特化した月刊誌	「クロスロード」でのスポーツ記事・特集 2016年7月号「特集 オリンピック・パラリンピックとJICAボランティア」
JICAの一般向け報告書	国際協力機構年次報告書	JICAの年間の取り組みを包括的に記したもの	特にまとまった分野紹介なし
JICA社内報	JICA NEWS	JICA職員向けの社内報	2016年9月 南スーダンのスポーツを通じた平和構築に関する記事
JICA社内報	スポーツと開発のいちおし！	JICAのスポーツ関連事業・活動を電子記事としてまとめ、JICA内の「スポーツと開発」に興味のある人々に配っているもの。毎月発行。青年海外協力隊事務局がとりまとめ	2016年7月から、現在まで18号発行
一般向け公開パンフレット		"組織事業"と、"個別事業・課題別・地域別の取り組み"を紹介したもの	特になし
一般向け公開写真		開発途上国の風景や人々の様子、JICAが取り組む活動現場の写真を紹介	スポーツ関連のボランティア派遣や著名人活動に関連したものあり
一般向け公開映像（ムービー）		"国際協力の必要性"、"JICA事業の概要"、"協力の現場を見る"に関する動画の紹介	スポーツ関連のボランティア派遣や著名人活動に関連したものあり
JICAウェブサイト	課題ページ	下記JICAナレッジサイトの情報拡充後、JICAのウェブサイトに課題別のコーナー（「世界が抱える課題への取り組み」）を設けたもの。コーナーからナレッジサイトへもリンクする。	特になし
	トピックス/特集	トピックスは、世界各国でJICAが取り組む活動やプロジェクトなどの報告をわかりやすく紹介したもの（毎週の広報デスク会議で記事化するニュースを採択。月5本程度掲載）。さらにこれまでトピックスなどで紹介したJICAの取り組みを、世の中の動きに合わせてまとめ直して紹介したものが"特集"（年2回程度の展開）	特集： 2016年9月5日「バリアのない世界で、輝く-リオデジャネイロ パラリンピック開催に寄せて」 2016年7月25日「リオへ、そして東京へ！途上国の選手たちと共に-リオデジャネイロオリンピック開催に寄せて」
	世界HOTアングル	世界約150か国のJICAの現場で活躍する人々のHOTな声をお届けするもの	スポーツ関連の記事あり
	ODA見える化サイト	日本のODAの実施プロジェクトに関する様々な情報を、写真や映像情報なども含め、多くの方々にわかりやすく提供するため、外務省とJICAが協力して作成しているもの	特になし
JICAナレッジサイト		JICA事業に関する情報/知識（分野課題情報およびプロジェクト情報）を広く共有し、活用してもらうためのデータベース。企画部管轄	分野課題情報に「スポーツと開発」を設置。現在、ポジションペーパーを掲載

SNS	FacebookやTwitter	広報室や国内在外拠点から、JICAの各活動についての情報を随時発信。日本語以外に外国語によるものもある。	在外事務所からスポーツ関連活動についての情報提供
その他	オフィシャルサポーター	開発途上国の抱える様々な課題解決に協力しているJICAの活動を、著名人を通して広く市民に知ってもらうための制度	高橋尚子氏（陸上）、北澤豪氏（サッカー）、伊達公子氏（テニス）の活動
	「なんとかしなきゃ！プロジェクト」	開発途上国の現状について知り、国民一人一人ができる国際協力を推進していく市民参加型プロジェクト	スポーツ関連のなんプロサポーターの活動
	JICA地球ひろば	世界が直面する様々な課題や、開発途上国と私たちとのつながりを体感できる場所。各種展示（基本展示と企画展示）、イベント・セミナー開催あり	五輪応援企画・ワークショップの開催

### 5-3 「スポーツと開発」に関する広報の方向性

JICAは、基幹業務としてJICAの各部署・拠点それぞれで「全員参加」の広報活動を行うとしており、特に以下4つの重点目標を掲げている。

表 14：JICA 広報の重点目標

広報の重点目標	
1	開発途上国の一般市民の、日本・JICAに対する認知度を向上させる
2	日本国内のリーダー層（特に地方）のJICAへの支持を増大させる
3	日本国内の若年層（10代-20代）の国際協力への「関心層」を増加させる
4	国際社会のリーダー層による、日本の貢献、JICAへの取り組みの効果・インパクトに係る評価を高める

「スポーツをする」や「スポーツを見る」などスポーツと積極的に関わる年齢層を考えると上記3の目標に、「スポーツと開発」に関する広報が貢献できると考えられる。また、世界の150以上の国と地域を対象に既に様々な開発課題の解決支援を行っているJICAとして、様々なアプローチによる「スポーツと開発」の取り組みを今後改めて推進していくことは、上記4や1の目標にも貢献できると考える。さらに、日本全体としてのスポーツに関する国際的なムーブメント作りに携わることができる。以上の視点を加味しつつ、第3章の具体的な事業方針をより効果的に推進するために、下記「スポーツと開発」に関する広報の方向性を明確にし、広報活動の重視に努める。詳細は以下の通り。なお、既に2018年度のJICA広報に関する重点発信テーマの一つとして、「スポーツと開発」を掲げている。

表 15：「スポーツと開発」に関する広報の方向性

事項	内容
①JICA ナレッジサイトおよびウェブサイトにおける関連情報の充実	「スポーツと開発」に関するJICA ナレッジサイトの情報を充実させる。本事業取り組み方針の他、「スポーツと開発」関連事業リスト（別添1）に記載のある過去ならびに現在実施中の「スポーツと開発」に関連する各事業情報を掲載する（過去に広報したスポーツ関連記事の整理も含む）。今後、JICA内外の好事例や知見の分析が進めば、そのような情報も掲載する。 また、JICA ナレッジサイトの情報の充実が進めば、JICA ウェブサイトの課題ページの作成および更新に取り組むことで、より広い対象にJICAの「スポーツと開発」に関する取り組みが知られるようにする。
②日本で開催または日本が実施を主導する会議・イベントの効果的な利用	既述の通り、日本で開催または日本が実施を主導する会議・イベントは、広報としての利用のやりやすさや、国内外への影響力の大きさもあり、重要である。特に、アフリカを対象としたTICADや大洋州を対象としたPALMはそれに該当し、定期的な開催も今後見込まれることから、それら会議において、具体的な事例報告や経験共有、この分野の今後の在り方の協議、「スポ

	<p>ーツと開発」の重要性のアピール、などを組み込むことを検討する。</p> <p>それ以外にも、今後開催される各種国際会議、主要イベントにおける JICA ブースの設置を行い、JICA「スポーツと開発」の広報についても検討していく。</p>
<p>③日本のスポーツ庁をはじめとするスポーツの国際戦略を進める他機関との連携促進</p>	<p>日本のスポーツ庁や、オリンピック・パラリンピック関係機関、SFT コンソーシアムなど、他のスポーツの国際交流・国際協力を推進する機関と連携し、より効果的かつ効率的な広報の在り方を検討・実施する。特に、既述したスポーツ関連会議・イベントは、このような機関が広報についてもより主導的な役割を果たしていることから、JICA が関係する「スポーツと開発」事業の広報をどのように組み込むかについての議論を、関連会議・イベントの実施前に積極的に行う。</p>

以上の方向性で、JICA がアプローチできなかった/してこなかった層へのリーチを獲得していくために、②のイベントの有効活用、また③スポーツ関連団体や大学等との連携に積極的に取り組んでいく。そのためにも①の情報の充実、また①～③を SNS で情報拡散、またマスメディアによる情報発信も働きかけていく。

別添1: 「スポーツと開発」関連事業リスト

3つの柱	事業アプローチ	過去の事例 (2017年前半まで)	担当部署	今後の事業計画例 (2017年後半から)	担当部署	
学校体育および課外活動支援を通じて健康増進および非認知能力の向上	健康増進及び非認知能力の向上					
	体育科教育整備					
	体育科カリキュラム・指導書等の作成支援	・カンボジア「小学校体育科指導書作成支援プロジェクト」(2006-2009) (草の根パートナー型) ・カンボジア「小学校体育科教育振興プロジェクト」(2009-2012) (草の根パートナー型) ・カンボジア「小学校体育科教育 自立的普及に向けた人材育成及び体制構築のための事業」(2013-2016) (草の根パートナー型)	JICA中国	・ミャンマー「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」(2014-2019) (技プロ) ・カンボジア「中学校体育科教育指導書作成支援・普及プロジェクト」(2017-2020) (草の根パートナー型)	人間開発部 JICA中国	
	体育科教育の普及	・無償資金協力による学校建設(校庭スペース、多目的スペースの確保)	資金協力業務部	・ボスニア・ヘルツェゴビナ「スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト」(2016-2019) (技プロ) ・ニカラグア「メガ・ラジオ体操企画」	社会基盤・平和構築部 ニカラグア事務所/中南米部	
	体育科教育の指導	・青年海外協力隊派遣(体育科教育) (通常及び短期) (1965年～2017年3月) 1,179名* *青少年活動及び小学校教育での活動実績は省く ・シニアボランティア派遣(体育科教育) (通常及び短期) (1965年～2017年3月) 119名* *青少年活動及び小学校教育での活動実績は省く ・日系社会青年ボランティア派遣(体育科教育) (通常及び短期) (1965年～2017年3月) 11名* *青少年活動及び小学校教育での活動実績は省く ・日系社会シニアボランティア派遣(体育科教育) (通常) (1965年～2017年3月) 3名* *青少年活動及び小学校教育での活動実績は省く	協力隊事務局 協力隊事務局 協力隊事務局 協力隊事務局	・青年海外協力隊派遣(体育科教育、青少年活動、小学校教育) ・シニアボランティア派遣(体育科教育、青少年活動、小学校教育) ・日系社会青年ボランティア派遣(体育科教育、青少年活動、小学校教育) (通常及び短期) ・日系社会シニアボランティア派遣(体育科教育、青少年活動、小学校教育) (通常及び短期)	協力隊事務局 協力隊事務局 協力隊事務局 協力隊事務局	
	体育科教育に係る人材育成	・課題別研修「学校体育」(2015-2016) ・青年研修「体育教育/ブータン、モルディブ」(2016)	人間開発部/JICA筑波 国内事業部/JICA九州、駒ヶ根訓練所	・課題別研修「学校体育」 ・青年研修「体育教育コース/モルディブ」(2017)	人間開発部/JICA筑波 国内事業部/駒ヶ根訓練所	
	学校の課外活動促進					
	スポーツへの参加を通じて全ての人の社会的包摂の促進ならびに平和の促進	社会的に困難にある状況の人々の社会参加促進	・青年海外協力隊派遣(作業療法士、理学療法士、障害児・者支援、福祉用具、高齢者介護のうち、スポーツ・運動の普及・促進を取り入れる例) ・シニアボランティア派遣(作業療法士、理学療法士、障害児・者支援、福祉用具、高齢者介護のうち、スポーツ・運動の普及・促進を取り入れる例)「ヘルメット障害者リハビリテーションセンターへ派遣されたSVの例」 ・ヨルダン「地域に根差した就労支援による障害者の経済的エンパワメント」(課題別研修フォローアップ協力) (2015-2017)	協力隊事務局 協力隊事務局 人間開発部	・青年海外協力隊派遣(作業療法士、理学療法士、障害児・者支援、福祉用具、高齢者介護のうち、スポーツ・運動の普及・促進を取り入れる例) ・シニアボランティア派遣(作業療法士、理学療法士、障害児・者支援、福祉用具、高齢者介護のうち、スポーツ・運動の普及・促進を取り入れる例) ヨルダン「障害者の経済的エンパワメント及び社会参加促進プロジェクト」(技術協力プロジェクト) (2017-2020) ・カメルーン「女子競技支援(女子サッカー)」(事業スキーム未定)	協力隊事務局 協力隊事務局 人間開発部 カメルーン事務所/協力隊事務局
		平和の促進	・コートジボワール「社会的統合の促進に寄与するスポーツイベントとパブリックビューイングの実施」(2014) ・ラオス「障害者スポーツ振興プロジェクト」(2009-2012) (草の根協力支援型) ・ラオス「北部ラオスにおける障害者の社会自立のための就労支援事業」(2012-2015) (草の根パートナー型) ・課題別研修「身体障害者スポーツ指導者」(1990-1999) 「障害者スポーツ指導者」(2000-2004) 「障害者スポーツを通じた社会統合」(2005) 「障害者の社会参加促進手段としてのスポーツ活動の企画と展開」を中心とする研修(2006-2009) 「障害者スポーツリーダーの養成」(2010-2012) 「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」(2016-2018) ・青年研修「障がい者スポーツ/インドネシア」(2016)	人間開発部/JICA東京、JICA東北 国内事業部/JICA四国	・タンザニア「LADIES FIRST」女性陸上競技大会の企画実施	人間開発部/JICA東北 タンザニア事務所/アフリカ部
					・ボスニア・ヘルツェゴビナ「スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト」(2016-2019) (技プロ) ・南スーダン「スポーツを通じた平和促進」(全国スポーツ大会の開催) (2016-2018) (専門家派遣) ・コンゴ民主共和国「市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト」(2015-2018) (技プロ) ・ネパール「サッカーアドバイザー」専門家派遣(2018-2019)	社会基盤・平和構築部 社会基盤・平和構築部 南アジア部/ネパール事務所
		・コートジボワール「柔道スポーツ施設建設計画準備調査」(2016-2017)	社会基盤・平和構築部			
スポーツを通じた国民の向上(特に国際大会および国際社会との環境)	スポーツ環境の整備					
	施設・運動場整備、道具の提供	「世界の笑顔のために」プログラム ・一般文化無償「柔道連盟柔道器材整備計画/ザンビア」等 ・コンゴ民主共和国「柔道スポーツ施設建設計画準備調査」(2016-2017)	協力隊事務局 資金協力業務部 社会基盤・平和構築部	「世界の笑顔のために」プログラム ・一般文化無償 ・パラグアイ「スポーツ庁訓練センター機材整備計画」(2016-2018) (無償)	協力隊事務局 資金協力業務部 資金協力業務部	
	競技力向上(トップアスリート養成)					
	オリンピックパラリンピックその他の国際競技大会参加者育成・強化(指導者・審判育成、競技団体・協会強化等を含む)	・青年海外協力隊派遣(スポーツ職種) (通常及び短期) (1965年～2017年3月) 2,341名 ・シニアボランティア派遣(スポーツ職種) (通常及び短期) (1965年～2017年3月) 142名 ・日系社会青年ボランティア派遣(スポーツ職種) (通常及び短期) (1965年～2017年3月) 121名 ・日系社会シニアボランティア派遣(スポーツ職種) (通常及び短期) (1965年～2017年3月) 12名 ・Jリーグとの連携によるJOCV支援(技術補完研修・インターン)	協力隊事務局 協力隊事務局 協力隊事務局 協力隊事務局 協力隊事務局	・青年海外協力隊派遣(スポーツ職種) (通常及び短期) ・シニアボランティア派遣(スポーツ職種) (通常及び短期) ・日系社会青年ボランティア派遣(スポーツ職種) (通常及び短期) ・日系社会シニアボランティア派遣(スポーツ職種) (通常及び短期) ・Jリーグとの連携によるJOCV支援(技術補完研修・インターン)	協力隊事務局 協力隊事務局 協力隊事務局 協力隊事務局 協力隊事務局	
	その他			・ネパール「サッカーアドバイザー」専門家派遣(2018-2019) ・途上国オリパラ選手と連携した算数ドリルの開発・普及	南アジア部/ネパール事務所 セネガル事務所/人間開発部	
その他	健康増進及び非認知能力の向上					
	生活習慣病対策	・青年海外協力隊派遣(エアロビクス) (通常) (1965年～2017年3月) 12名 ・課題別研修「生活習慣病予防対策」(2000-2007)	協力隊事務局 人間開発部/JICA中部	・青年海外協力隊派遣(エアロビクス) (通常) ・課題別研修「生活習慣病予防対策」 ・青年研修「生活習慣病予防コース/タイ(JICA四国)、マレーシア(JICA九州)、スリランカ(JICA九州)、大洋州混成(JICA沖縄)」(2017)	協力隊事務局 人間開発部/JICA中部 国内事業部/JICA四国、JICA九州、JICA沖縄	
	高齢者対策					
	ある分野・課題・活動の普及啓発促進	・ガーナ、カメルーン「HN/エイズの蔓延防止を目的とした官民連携のプロジェクト「Public Viewing in Africa」(2010)	ガーナ事務所、カメルーン事務所/アフリカ部			
	まちづくり支援(日本国内を含む)					
	スポーツツーリズム/ヘルスツーリズム促進					
	ホストタウン促進			・ホストタウンへの隊員OB/OGの派遣(受け入れ準備支援、通訳等)	協力隊事務局/国内機関	
	スポーツビジネス促進					
その他			「スポーツを通じた地域振興コース/大洋州混成」(2017)	国内事業部/JICA四国		



別添 2：スポーツまたは開発に関連する主要イベント

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年-2029年
スポーツ 関連 会議・ イベント	日本で開催または日本が実施を主導する会議・イベント 2月：第8回冬季アジア競技大会（札幌） 3月：第4回ワールド・ベースボール・クラシック（WBC）（一部日本開催）	7-8月：ソフトボール女子世界選手権（千葉） 9月：日中韓スポーツ大臣会合 9-10月：女子バレーボール世界選手権（日本）  日・大洋州スポーツ大臣会合	8月：世界柔道選手権大会（東京） 9-10月：ラグビーワールドカップ（日本） 11月：国際スポーツ・フォア・オール（TAFISA）ワールドコングレス（東京） 12月：女子ハンドボール世界選手権大会（熊本）  バレーボールワールドカップ（日本）	7-9月：東京・夏季オリパラ大会（日本）	5月：第10回ワールドマスターズゲームズ・関西（日本） 8月：世界水泳選手権（福岡）  第5回ワールド・ベースボール・クラシック（WBC）	2026年 第5回夏季アジア競技大会/パラ競技大会（名古屋）
	上記以外の主要会議・イベント	7月：第6回ユネスコ・スポーツ大臣会合（MINEPS VI）（ロシア） 8月：第29回東南アジア競技大会（SEA GAMES）（マレーシア） 10月：第1回日・ASEANスポーツ大臣会合（マニラ） 11月：ユネスコ総会（CEGEPS選挙） 12月：アジアユースパラゲームズ（UAE）	2月：平昌・冬季オリパラ大会（韓国） 6-7月：FIFAサッカーワールドカップ（ロシア） 8月：第18回夏季アジア競技大会（インドネシア） 10月：第3回夏季アジアパラ競技大会（インドネシア） 11月：国内オリンピック委員会連合（ANOC）総会	10月：第2回日・ASEANスポーツ大臣会合（フィリピン）  第15回夏季スペシャルオリンピック（UAE） 東南アジア競技大会（SEA GAMES）（フィリピン）	IOC総会など	東南アジア競技大会（SEA GAMES）（ベトナム） 第12回冬季スペシャルオリンピック  2022年 2月：北京・冬季オリパラ大会（中国） 9月：第19回夏季アジア競技大会（中国） 11-12月：FIFAサッカーワールドカップ（カタール） 第4回夏季アジアパラ競技大会（中国）など 2023年 ラグビーワールドカップ（フランス） 第16回夏季スペシャルオリンピック 2024年 パリ・夏季オリパラ大会（フランス） 2025年 第11回ワールドマスターズゲームズ 第13回冬季スペシャルオリンピック 第6回ワールド・ベースボール・クラシック（WBC） 2026年 冬季オリパラ大会 FIFAサッカーワールドカップ 第5回夏季アジア競技大会/パラ競技大会（名古屋） 2028年 ロス・夏季オリパラ大会（USA）

2030年  
**国連のSDGs目標年【スポーツのSDGsへの貢献の最大化】**

レガシー創出に向けた仕込み

レガシー創出（黄金の3か年）

レガシーの果実

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年-2029年	
開発 関連 会議・ イベント	国際デー 3月8日：国際女性の日、4月6日：開発と平和のためのスポーツの国際デー、4月7日：世界保健デー、6月20日：世界難民の日、8月12日：国際青少年デー、9月21日：国際平和デー、9月27日：世界観光デー、10月1日：国際高齢者デー、10月6日：国際協力の日、10月11日：国際ガールズ・デー、10月16日：世界食糧デー、10月17日：貧困撲滅のための国際デー、10月24日：国連デー、12月1日：世界エイズデー、12月3日：国際障害者デー、12月5日：経済・社会開発のための国際ボランティア・デー、12月10日：人権デー	5月：第8回太平洋・島サミット（PALM8）（福島）  【国交・外交樹立・修好関係：インドネシア、ミクロネシア、ベトナム、アルゼンチン、コロンビア、ベネズエラ、エクアドル、メキシコ】	TICAD7（横浜）  【国交・外交樹立・修好関係：メコン、イラン、ペルー】			2021/2024/2027年 太平洋・島サミット（PALM9、10、11）
	日本で開催または日本が実施を主導する会議・イベント（国ならびにJICAとしての周年事業を含む）	11月：国際女性会議 WAWI（東京）  【国交・外交樹立・修好関係：モルディブ、タイ、マレーシア】				
	上記以外の主要会議・イベント	【ASEAN50周年】			Nutrition for Growth	

## 参考資料 1 「スポーツと開発」に関する国際的な動き

### 1-1 国際社会における「スポーツと開発」に関する動き

人の営みの中でのスポーツの在り方の根幹を示す「オリンピック憲章<sup>43</sup>」では、スポーツとは個人のみで行う単純なレクリエーションやゲームにとどまらず、世界的な取り組みによって行うことで、人類の調和のとれた発展に役立てるものとし、人間の尊厳保持に重きを置く社会を推進する役割を持つとされている。

国際的な援助潮流では、スポーツは青少年の健全育成の手段として、1970年代に国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）によって国際協力事業に導入された。特に、1978年に制定された「体育・スポーツ国際憲章」は、スポーツを行うことが人間の権利であることを最初に謳った国際憲章であり、スポーツの発展のための国際協力が、恒久平和や相互尊重に貢献し、国際問題解決のための好ましい環境を作り出すことが示された。この憲章はその後、1991年の一部改訂を経て、2015年11月に、近年の国際的な動向を踏まえて全面的に改定され、「体育・身体活動・スポーツ国際憲章」としてユネスコ総会で採択されたが、現在に至るスポーツを通じた国際的な協力や協調の根幹を支えている。1978年の「体育・スポーツ国際憲章」と2015年の「体育・身体活動・スポーツ国際憲章」の主な記載内容を比較したものは以下の通り。1978年版にあった条項で、なくなったり、2015年版では別の条項に吸収されたものがある。その一方、2015年版では、全ての条項が1978年版と比べてより詳しく説明されているだけでなく、スポーツの効果（第2条）や持続性への配慮（第5条）、平和の促進への影響（第11条）など、新たに設けられた条項もあり、以前と比べて国際的に重視されるようになった視点がわかる。

表 1-1: 「体育・スポーツ国際憲章」と「体育・身体活動・スポーツ国際憲章」の主な記載内容

「体育・スポーツに関する国際憲章」 (1978年)	「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」 (2015年)
前文	前文
第1条 体育・スポーツの実践はすべての人にとっての基本的権利である	第1条 体育・身体活動・スポーツの実践は、すべての人の基本的権利である
第2条 体育・スポーツは、全教育体系において生涯教育の不可欠の要素を構成する	第2条 体育・身体活動・スポーツは、個人、コミュニティ、社会全体に幅広い恩恵をもたらすことができる
第3条 体育・スポーツのプログラムは、個人および社会のニーズに合致しなければならない	第3条 すべての関係者が戦略的ビジョンの創造、方針の選択肢や優先順位の設定に参画しなければならない
第4条 体育・スポーツの教授、コーチおよび行政は、有資格者によって行われるべきである	第4条 体育・身体活動・スポーツのプログラムは、生涯にわたる参加の動機づけとならなければならない
第5条 十分な施設と設備は体育・スポーツに不可欠である	第5条 すべての関係者は、その活動が経済的、社会的、環境的に持続可能であることを保証しなければならない
第6条 研究と評価は体育・スポーツの発展に不可欠の要素である	第6条 研究・科学的根拠・評価は、体育・身体活動・スポーツの発展に不可欠な要素である
第7条 体育・スポーツの倫理的、道徳的価値の擁護は、すべての人びとが不断に配慮しなければならない	第7条 体育・身体活動・スポーツの教育、コーチング、管理は有資格者が行わなければならない
第8条 情報および資料は体育・スポーツの振興を助ける	第8条 質の高い体育・身体活動・スポーツには、適切で安全な場所、施設、器具が不可欠である
第9条 マスメディアは体育・スポーツに積極的に影響を及ぼすべきである	第9条 安全性及びリスク管理は質保証の必須の条件である
第10条 国家機関は体育・スポーツにおいて主要な役割を果たす	第10条 体育・身体活動・スポーツの高潔性と倫理的価値の保護及び促進は、すべての人にとって普遍的な関心事でなければならない
第11条 国際協力は体育・スポーツの全般的で十分に均衡のとれた振興に必要不可欠である	第11条 体育・身体活動・スポーツは、開発、平和、紛争後及び災害後の目標の実現において重要な役割を果たすことができる
<a href="http://www.njsf.net/zenkoku/data/right/international_charter.pdf">http://www.njsf.net/zenkoku/data/right/international_charter.pdf</a> より	第12条 国際協力は体育・身体活動・スポーツの範囲と影響を拡大するための必須の条件である

  2015年版でなくなったもしくはある条項に吸収されたもの  
  2015年版での新規項目

<http://www.mext.go.jp/unesco/009/1386494.htm> より

<sup>43</sup> 国際オリンピック委員会（IOC）が1925年に制定、必要に応じ改訂が加えられている。現行は2015年8月より有効

2000年以降、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）に代表されるように、気候変動や環境破壊など国家間を超えた課題、改善されることが難しい様々な社会的課題を地球的規模で捉え、取り組む機運が高まった。スポーツはその機能および地球規模の取り組みが可能という点で、開発課題に関する領域でその役割が論じられるようになった。その結果、国連主催による2003年2月の「第1回スポーツと開発に関する国際会議（A First International Conference on Sport and Development in Magglingen, Switzerland）」の開催、同年3月の「開発と平和を後押しするスポーツ：ミレニアム開発目標の達成に向けて」と題する国連政策文書<sup>44</sup>の刊行、同年11月の国連総会における「教育、健康、開発および平和を促進する手段としてのスポーツ」の決議<sup>45</sup>、そして2005年の「スポーツと体育の国際年（International Year of Sport and Physical Education）」の制定および関連活動の実施など、スポーツを通じた国際協力の概念整理がさらに進み、開発課題の解決に向けたスポーツの効用が国際機関や国家政策のレベルで認知されるようになった。

さらに、2015年9月に採択された「持続可能な開発（Sustainable Development Goals: SDGs）のための2030アジェンダ<sup>46</sup>」では、宣言のうち、様々な項目が並ぶ新アジェンダの一つとして、「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発及び平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティの能力強化に寄与することを認識する」<sup>47</sup>との一項（第37項）が明記された。

## 1-2 日本以外の多国間機関および二国間機関のスポーツと開発の主な取り組み

### 1-2-1 多国間機関

UNESCOと2008年に設置された国連開発と平和のためのスポーツ事務局（United Nations Office of Sport for Development and Peace: UNOSDP、2017年4月に解散）を中心に、開発援助に関連する多国間機関の「スポーツと開発」に関する考え方や活動など、長年スポーツが開発に利用されている事例は参考となる。主な多国間機関の活動コンセプトや事例をまとめたものは以下の通り。

<sup>44</sup> UN (2003), Sport for development and peace: toward achieving the Millennium Development Goals

<sup>45</sup> UN (2003), Sport as means to promote education, health, development and peace

<sup>46</sup> UN (2015), Transforming our world: The 2030 Agenda for Sustainable Development

<sup>47</sup> 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（仮訳）」より抜粋

表 1-2: 主な多国間機関のスポーツ協力に関する活動コンセプトや事例

機関名	活動コンセプトおよび主な事例
UNESCO (国連教育科学文化機関)	長年にわたり世界各国で体育・スポーツのあるべき姿を示す指針として活用されてきた「体育・スポーツ国際憲章(1978)」ならびに、近年の国際的な動向を踏まえて全面的に改定した「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章(2015)」の採択など、スポーツならびに「スポーツと開発」に関する国際的な考え方の普及・推進を行っている。その他、ユネスコ加盟国や準加盟地域のスポーツ担当大臣らが集まり、スポーツに関する国際的重要課題について議論して、実行につながる提言を出す会議(ユネスコスポーツ大臣会合 International Conference of Ministers and Senior Officials Responsible for Physical Education and Sport: MINEPS)の開催も行っている(2017年7月に第6回会議が実施済み)。
UNOSDP (国連開発と平和のためのスポーツ局)	2008年に設立。2001年に任命された「開発と平和のためのスポーツ事務総長特別顧問(Special Advisor on Sport for Development and Peace)」を補佐すると共に、スポーツ団体、市民社会、スポーツ選手、民間部門の関連活動への参加を促進して、スポーツと開発の世界を1つにまとめることを目的とする機関。特に、スポーツを教育と健康のための道具として利用することに関心を持つ全ての関係者間の対話や知識の共有、パートナーシップなど分野横断的かつ学際的な交流を推進する。また、特別顧問と共に、ミレニアム開発目標やSDGsに関して、開発と平和を前進させるために身体活動を利用することについての普及啓発を行う。その他、FIFAワールドカップやオリンピックのようなグローバルなスポーツイベントの準備段階や開催中の国連全体としての動きは、UNOSDPがその代表を務め調整を行う。 主な事例としては、開発途上国において平和と開発に向けたスポーツ分野のスタッフやボランティアとして携わる18-25歳の若者を対象とし、次世代リーダーの育成や、現場における経験やベストプラクティスの共有、理論的・実践的トレーニング機会の提供を行う「ユースリーダーキャンプ」プログラム(全世界)が挙げられる。
UNDP (国連開発機関)	貧困撲滅のアピールおよび異民族間の相互交流促進にスポーツを利用している。 主な事例としては、オリンピック選手や有名スポーツ選手を招いた貧困撲滅キャンペーン(サッカーチャリティ試合「貧困との闘い(Match Against Poverty)」など)(全世界)や、異民族交流スポーツプロジェクト(ブルンジ)などがある。
UNHCR (国連難民高等弁務官事務所)	生活改善や相手に対する尊敬の意や公正の精神を育む目的で、難民キャンプにおけるスポーツ活動やレクリエーションの提供を実施している。具体例は以下の通り。 ・難民キャンプに対するスポーツ用品(道具やユニフォームなど)の提供(Giving is Winning programme)(全世界) ・ブータン難民キャンプにけるスポーツ教員を対象にしたトレーニングキャンプの開催(ネパール) ・難民サッカーチームの親善試合の開催(ガーナ) ・国際オリンピック委員会(IOC)スポーツプロジェクトの展開(ケニア) ・スポーツを通じた再定住化コミュニティ再編プログラム(グアテマラ) ・ザイール、ルワンダ、ブルンジからの難民に対するスポーツプログラムの提供(タンザニア)、等
FAO(国連食糧農業機関)	農業生産性を向上に必要なコミュニティ意識を高める手段としてスポーツを利用している。 ・社会的な結びつきの強化を目指したスポーツや身体活動の振興(ブルキナファソ) ・農村でのスポーツ活動(カンボジア) ・サッカーなどの活動を支援するためのスポーツ用具や施設の援助(エクアドル) ・定期的な運動の実践を通じての健康増進活動の展開(タンザニア)、等

UNOSP、UNDP、UNHCRについては、国際連合広報センター「国連とスポーツ」のサイトを参照  
([http://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/social\\_development/science\\_culture\\_communication/sports/un\\_sports/](http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/social_development/science_culture_communication/sports/un_sports/))

UNSOPは、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/12/\\_icsFiles/afieldfile/2013/12/05/1342058\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/12/_icsFiles/afieldfile/2013/12/05/1342058_01.pdf)も参照

UNHCR、FAOについては、小林勉「なぜスポーツを通じた国際開発か？」(『現代スポーツ評論31』(2014年11月)、創文企画)の”表1 1990年代におけるIOCと国際機関による主な連携活動”を参照

### 1-2-2 二国間機関

二国間機関に関しては、国としてのスポーツ文化も発達し、スポーツを開発に利用している事例が豊富な西欧諸国の例が参考となる。主な二国間機関の活動コンセプトや事例をまとめたものは以下の通り。

表 1-3：主な二国間機関のスポーツ協力に関する活動コンセプトや事例

国名	活動コンセプトおよび主な事例
英国	<p>英国文化のソフトパワーと合わせて、英国の国際的評価を高め、投資や観光の促進に活用すべきものとして、また、開発途上国との友好関係構築にも、スポーツを外交に利用する方針を取る。</p> <p>スポーツを通じた二国間支援は、文化・メディア・スポーツ省の外郭機構であるUK Sportがスポーツを中心とした支援を、英国開発省（Department for International Development: DFID）が開発を主眼とした支援を実施している。</p> <p>UK Sportは1997年にロイヤルチャーターを得て設立された非省庁公的機関であり、イギリスにおけるエリートスポーツ政策を担っている。UK Sportはイギリス国内のスポーツ機関と連携し2015年より40カ国以上の国々で各国スポーツ機関との連携を通してInternational Partnerships Programs（IPP）を実施している。IPPは海外スポーツ機関や国際スポーツ連盟とパートナーシップを組みスポーツの開発に貢献するプログラムであり、競技指導者の育成、パラリンピック競技種目スポーツ用品の供与、海外へのイギリス指導者の派遣などを行なっている。</p> <p>ロンドンオリンピック・パラリンピック大会の招致に成功後は、UK SportとDFID以外に、オリンピック大会組織委員会、文化・情報・スポーツ省、ブリティッシュカウンシル、ユニセフ等が連携し、International Inspiration Programが開始された。このプログラムは各国の地域コミュニティ、教師らと協力してスポーツイベントを実施し、コミュニティの子どもたちにスポーツの力を実感してもらうことを狙いとしている。現在は、アジア、アフリカの9カ国にて、子供の健康、教育、ジェンダー、平等、ユースリーダーシップ、参加に関する課題に解決するためのプロジェクトを実施している。</p> <p>年間の予算規模は、6,506,056_USドル程度</p>
カナダ	<p>「国際戦略フレームワーク」の中で、カナダの美点・多様性を披露し、カナダ文化の国際市場の開拓を意図して、スポーツを外交に利用する考えを持つ。</p> <p>カナダへの経済貢献、カナダ文化・ブランド推進、紛争解決のためのODA、マイノリティへの機会提供を目的とした「スポーツ支援」プログラムなどを実施。</p> <p>年間の予算規模は、2,296,633_USドル程度</p>
米国	<p>対話と相互の文化理解を深めるため、諸外国との関係強化に不可欠な手段として、スポーツを外交のツールとしてみなしている。</p> <p>米国開発庁（United States Agency for International Development: USAID）は、スポーツを開発と平和の媒体と捉え、特に、体育、緊急支援、和解や平和構築、障害者のリハビリテーション・社会復帰、アドボカシー、経済開発におけるスポーツの開発課題への貢献を認識している。</p> <p>「スポーツ使節」（途上国少女のスポーツ参加奨励など）や「スポーツビジター」（若手選手・コーチの2週間交換プログラム）。米国では、実技以外に、ジェンダー・障害者問題や栄養・メンタル強化などを学ぶ機会を提供、「国際スポーツプログラムイニシアティブ」（非営利団体事業の助成）などの取り組み例がある。</p>
オーストラリア	<p>パブリックディプロマシーにおいて、スポーツは政治、経済、安全保障の分野で達成すべき目標を推進するものとの認識をしている。また、オーストラリアの肯定的イメージ向上に資するもの、また、開発途上国支援においては、生活改善、マイノリティの健康改善や社会参加、平和構築に活用しようとしている。</p> <p>スポーツに関するODAは、開発援助庁（Australian Agency for International Development: AusAID）と、スポーツ行政執行機関であるオーストラリア・スポーツコミッション（Australian Sports Commission: ASC）が連携して実施している。</p> <p>AusAIDとASCは2013年から2017年までのDevelopment-through-sportを策定し、この戦略を通して非伝染病疾病のリスクを減らす生活習慣の改善すること、障害者の生活の質の改善を達成することを目的として活動を実施している。また、ASCは2009年より、Australian Sports Outreach Programを実施し、アジア、大洋州地域にて、スポーツを通じた開発事業を実施している。2015年から16年にかけては18カ国にて、①地域の開発課題に貢献する、スポーツ活動発展のための地元組織の育成、②太平洋諸国の草の根スポーツ強化や関係者間の関係強化を目的としたオーストラリアと太平洋諸国のスポーツ機関の連携強化、③スポーツへの参加を促す小規模プロジェクトへの拠出を実施、検討している。</p> <p>年間の予算規模は、5,300,000_USドル程度</p>

・英国、カナダ、米国、オーストラリアの、「外交におけるスポーツの位置づけ」や「取り組みの具体例」は、スポーツ外交強化に関する有識者懇談会（第1回）（2014年2月13日）の「スポーツ外交の現状」に関する発表資料を参照。

・予算規模に関する情報源は、特定非営利法人ハート・オブ・ゴールド「『スポーツを通じた国際開発』に関する調査研究報告書 -国際と日本の活動比較を中心として-」（2010年3月）のP17-25を参照

・英国の各情報は、以下のサイトを参照：

UK Sport <http://www.ukssport.gov.uk/>

International Inspiration Program <http://www.internationalinspiration.org/where-we-work>

International Partnerships Programme (IPP)

<http://www.ukssport.gov.uk/our-work/international-relations/international-partnerships-programme>

嘉納治五郎記念国際スポーツ研究・交流センター [http://100yearlegacy.org/Olympic\\_Movement/archives/detail.php?id=123](http://100yearlegacy.org/Olympic_Movement/archives/detail.php?id=123)

・オーストラリアの各情報は、以下のサイトを参照：

Australian Sports Diplomacy Strategy 2015-18

<http://dfat.gov.au/people-to-people/sport/Pages/sports-diplomacy-strategy-2015-18.aspx>

Sport for development

<http://dfat.gov.au/people-to-people/sport/sport-for-development/pages/sport-for-development.aspx>

## 参考資料 2 「スポーツと開発」に関する日本ならびに JICA の動き

### 2-1 我が国における「スポーツと開発」に関する動き

2010年に発表された「スポーツ立国戦略」をもとに、我が国のスポーツに関する施策の基本となる事項を定めた2011年の「スポーツ基本法」では「スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割である」と明示している。一方で、これまでに、この国際社会を対象とした理念を実現させるために必要な具体的なスポーツ政策の立案や予算措置はなされてこなかった<sup>48</sup>。しかしながら、2020年東京オリンピック・パラリンピック招致活動の活発化に伴い、スポーツを通じた国際協力を実施するための政策「スポーツ・フォー・トゥモロー（SPORT FOR TOMORROW: SFT）プログラム」が開始され、基本法の理念を実現するための取り組みが動き出した。SFTは、国内外で東京オリンピック・パラリンピックの気運を高めるために実施されるプログラムであり、2014年から2020年までの7年間で開発途上国を含む100カ国以上で1,000万人以上を対象にスポーツを通じた国際貢献事業を展開するものである。これまでに日本ではスポーツを通じた国際協力を広く実施するプログラムはなく、その点においてSFTは先駆的な取り組みと言える。また、SFTは東京オリンピック・パラリンピックを機に開始された事業であるが、大会期間の前後だけではなく、大会後も持続的・継続的に、大会関係者以外の幅広い人たちに事業効果が届くことが期待されている。JICAはSFTコンソーシアムの運営委員を務め、JICA事業を通してSFTを推進する立場にある。SFTは、①スポーツを通じた国際協力および交流、②国際スポーツ人材育成拠点の構築、③国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援の3つの活動領域が設定されている。JICAはこのうち①「スポーツを通じた国際協力および交流」の領域において、開発援助の実施機関としての知見の共有と、ボランティア事業をはじめとする既存の具体的な事業を通じ、スポーツを通じた国際協力の実施が期待されている。

### 2-2 これまでの JICA の取り組み

JICAには様々な事業形態があり、市民参加協力、技術協力、無償資金協力、有償資金協力、民間連携、国際緊急援助、に大きく分類でき、さらに細かい事業スキームに分類できる。過去に行われたスポーツに関連した主な事業例を事業形態・スキームごとにリスト化したものは以下の通り。JICAによる「スポーツと開発」に関する取り組みは、ボランティア事業によるものが多いが、それ以外のスキームによる取り組みも開始され、スポーツ分野での事業件数や規模の拡大が進んでいる。それぞれの詳細については、以下の章で述べる。

<sup>48</sup> 内海和雄（2015）「スポーツと人権・福祉—スポーツ基本法の処方箋—」

表 2-1：過去に行われた JICA のスポーツに関連した主な事業例

JICA事業形態・スキーム	主な事例
<b>市民参加協力</b>	
ボランティア事業（青年海外協力隊、シニアボランティア、日系社会青年またはシニアボランティア）	1965年から2017年までのボランティア派遣実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ職種（2,616名）</li> <li>・体育科教育（1,312名）</li> <li>・エアロビクス（12名）</li> <li>* 社会的弱者支援系職種（障害者、高齢者）や青少年活動などもあり</li> </ul>
草の根技術協力事業（草の根パートナー型/草の根協力支援型/地域提案型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校体育教育普及（カンボジア）（2006-2020）（ハート・オブ・ゴールド）</li> <li>・障害者スポーツ普及（ラオス）（2009-2021）（アジアの障害者活動を支援する会）</li> </ul>
<b>技術協力</b>	
研修員受入（課題別研修/青年研修）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育（学校体育）（モルディブ、ブータンなど）</li> <li>・障害者支援（「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」（2016-2018）など）（アジア、大洋州、中近東、アフリカ、中南米諸国など）</li> </ul>
専門家派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国スポーツ大会の開催支援を通じた平和促進（南スーダン）（2016-2018）</li> </ul>
技術協力プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の全科目の教科書と指導書の開発、教員用の研修を組み合わせた支援プロジェクトに体育が含まれた例（ミャンマー）（2014-2019）</li> <li>・警察官育成研修の中に柔道指導が組み込まれている例（コンゴ民主共和国）（2015-2018）</li> <li>・スポーツ教育を通じて民族間の信頼醸成を目指すプロジェクト（ボスニア・ヘルツェゴビナ）（2016-2019）</li> </ul>
<b>無償資金協力</b>	
文化無償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ関連施設・場所の整備（武道館建設（ラオス）、スポーツ庁訓練センター機材整備（パラグアイ）、体操用体育館機材整備（コロンビア）、野球グラウンド整備（ガーナ）など）</li> <li>・スポーツ関連道具等の供与（柔道機材整備（ザンビア）など）</li> </ul>
有償資金協力	特になし
民間連携（基礎調査、案件化調査、普及・実証事業、途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査）	特になし
国際緊急援助	特になし

## 2-2-1 市民参加協力

### (1) ボランティア事業

JICAによる「スポーツと開発」に関する取り組みは、1965年に開始されたボランティア事業<sup>49</sup>によるものが多い。その歴史は1965年の体育・柔道・水泳隊員の派遣にさかのぼり、2018年3月末までに88ヶ国にのべ4,184名<sup>50</sup>が派遣された。「スポーツと開発」に関するJICAボランティアは、このように体育科教育や個別スポーツ種目の競技指導等の職種で派遣され、草の根レベルで開発途上国の人びとの社会・経済の発展を、体育・スポーツを直接的・間接的に用いて支援してきた。

<sup>49</sup> 青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニアボランティア、短期派遣分も含む

<sup>50</sup> 青年海外協力隊事務局調べ

表 2-2：ボランティア派遣国と派遣職種（体育・スポーツ）<sup>51</sup>

アジア地域	インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、カンボジア、ラオス、東ティモール、ベトナム、ミャンマー、中華人民共和国、モンゴル、ブータン、バングラデシュ、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ、キルギス共和国、タジキスタン、ウズベキスタン
中東地域	ヨルダン、シリア、イエメン、エジプト、モロッコ、チュニジア
欧州地域	ブルガリア、ルーマニア、ハンガリー、ポーランド、トルコ、セルビア
アフリカ地域	スーダン、ボツワナ、エチオピア、ガーナ、ケニア、リベリア、マラウイ、南アフリカ共和国、ウガンダ、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、ジブチ、ガボン、マダガスカル、モザンビーク、ニジェール、ルワンダ、セネガル
中米地域	ベリーズ、コスタリカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、セントルシア、セントビンセント
南米地域	アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、パラグアイ、ウルグアイ、ペルー
大洋州地域	フィジー、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、パプアニューギニア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、サモア、パラオ
派遣職種	体育、エアロビクス、陸上競技、スキー、体操競技、新体操、水泳、シンクロ、水球、テニス、卓球、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、ソフトボール、野球、ハンドボール、サッカー、レスリング、アーチェリー、フェンシング、柔道、空手道、合気道、剣道、相撲、ウェイトリフティング、自転車競技、ラグビー

体育（保健体育）は、一般に学校教育課程において身体運動を通して行われる教育活動を意味し、スポーツや体操、ゲームなどを組み合わせながら、①身体諸器官の発達、②運動技能の向上、③社会性の発達、④運動、健康認識や態度の育成、を図ることを意図している<sup>52</sup>。運動が好きな子、嫌いな子、得意な子、苦手な子、様々な子供たちが、それぞれのレベルで生涯にわたって運動に末永く親しめるような素地を育てることを目的とする。これらの要素は、体育隊員はもちろん、小学校教育隊員や、スポーツ種目の指導を主に期待されて派遣された隊員たちによっても普及され、人的資源の育成に貢献した。また、小学校教育支援の一環として、体育科教育の集大成とも位置づけられる日本式運動会の普及が行われた事例もある（カンボジア）。

個別スポーツ種目の競技指導等の職種、スポーツそのものの普及振興支援としては、JICA ボランティアによる草の根でのスポーツ普及活動ならびに代表選手の強化の結果、これまでに約 100 件<sup>53</sup>のオリンピック・パラリンピック大会代表選手の派遣や合計で 7 個のメダルの獲得などに貢献した。そのほか、ASEAN 等、国を超えた域内大会での教え子たちの活躍もめざましい<sup>54</sup>。国民のスポーツの国際舞台における活躍は、国家としての統一感を高め、草の根レベルのスポーツ普及を牽引する起爆剤になり、その国の国際的なプレゼンスの向上にも寄与している。また、スポーツに関する物品の寄付を募り、JICA ボランティアを通じて、現地の関連施設・人々に届ける「世界の笑顔のために」プログラム<sup>55</sup>も、スポーツの普及振興に貢献している。

<sup>51</sup> 2017 年末で集計

<sup>52</sup> 「ブリタニカ国際大百科事典 小項目辞典」、小学館「日本大百科全書（ニッポニカ）」より

<sup>53</sup> 青年海外協力隊事務局調べ（2016 年度末）

<sup>54</sup> ASEAN Sea Games, ASEAN Para Games におけるメダル獲得

<sup>55</sup> スポーツに限らず、日本文化、教育、福祉などの関連物品を JICA ボランティアを通じて開発途上国に届けるプログラム。2012 年から開始。年 2 回の募集。



表 2-3：ボランティアが指導したオリンピック・パラリンピック出場選手

開催年	開催地	隊員が指導した国	人数	種目	備考
2012年	ロンドン	エルサルバドル、モルディブ、サモア、ガイアナ、モンゴル、ガボン、バングラデシュ、ルーマニア	9	柔道、バドミントン、水泳	銅メダル1（柔道）
2008年	北京	ジブチ、モンゴル、イエメン、エルサルバドル、モルディブ、ルーマニア	17	柔道、水泳、卓球、陸上競技	金メダル2（柔道）
2004年	アテネ	パラグアイ、トンガ、ジブチ、マレーシア、モンゴル、フィジー、モルディブ、グアテマラ、コスタリカ、ルーマニア	26	柔道、バドミントン、陸上競技	銅メダル1（柔道） パラリンピック1（水泳）
2000年	シドニー	カンボジア、ラオス、パラオ、ケニア、モルディブ、モンゴル、インドネシア、エルサルバドル、サモア、ニカラグア、コスタリカ	25	柔道、水泳、陸上競技、バレーボール	銅メダル2（水泳）
1996年	アトランタ	コスタリカ	1	水泳	金メダル1（水泳）
1992年	バルセロナ	ジンバブエ、スリランカ、インドネシア、パラグアイ	12	柔道、陸上競技	-
1988年	ソウル	モルディブ、コスタリカ	2	水泳、陸上競技	-

近年では、これまでの学校での体育科教育支援や個別スポーツ種目の技能向上支援に加えて、生活習慣病対策（トンガ）、理学療法士による運動療法を通じた障害者自立支援（ペルー）など、任国が抱える各種開発課題の解決に資する活動に取り組む事例も報告されている。

## （2）草の根技術協力事業

市民参加型協力の事業スキームの一つである草の根技術協力事業<sup>56</sup>で「スポーツと開発」に関連したものには、日本の NPO 団体が実施主体となる、小学校ならびに中学校での体育科教育普及プロジェクト（カンボジア）<sup>57</sup>と障害者スポーツの普及プロジェクト（ラオス）<sup>58</sup>がある。どちらの例も、最初に実施された際に成果を上げ、その後、約 10 年近く継続して、発展した事業展開を行っている。

### 2-2-2 技術協力

#### （1）研修員受入<sup>59</sup>

研修員受入事業のうち、本邦研修は、開発途上国からの個別・具体的な要請に基づき実施する「国別研修」、日本側から開発途上国に提案し、要請を得て実施する「課題別研修」、そして次世代を担う若手リーダーの育成に焦点を絞った「青年研修」の三本柱で構成されているが、「スポーツと開発」に関連したものとしては、下表の通り、体育（学校体育）や障害者支援に関するものが、課題別研修や青年研修として実施されている。近年では、スポーツを通じた地域振興や生活習慣病予防といった研修も行われている。

<sup>56</sup> 日本の NGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体による国際協力活動を JICA が政府開発援助（ODA）の一環として促進し、助長する事業

<sup>57</sup> 特定非営利活動法人ハート・オブ・ゴールドによる、「小学校体育科指導書作成支援プロジェクト」（2006-2009）（草の根パートナー型）、「小学校体育科教育振興プロジェクト」（2009-2012）（草の根パートナー型）、「小学校体育科教育 自立的普及に向けた人材育成及び体制構築のための事業」（2013-2016）（草の根パートナー型）、「中学校体育科教育指導書作成支援・普及プロジェクト」（2017-2020）（草の根パートナー型）

<sup>58</sup> 特定非営利活動法人アジアの障害者活動を支援する会（ADDP）による、「障害者スポーツ振興プロジェクト」（2009-2012）（草の根協力支援型）、「北部ラオスにおける障害者の社会自立のための就労支援事業」（2012-2015）（草の根パートナー型）、「障害者スポーツ普及促進プロジェクト」（2016-2021）（草の根パートナー型）

<sup>59</sup> 主に当該分野の開発の中核を担う人材を研修員として日本に招き、それぞれの国が必要とする知識や技術に関する研修を行うもので、日本で行う本邦研修が主となる。研修員受入では、海外の政府、公共団体、NGO 等の関係者を毎年約 1 万人、研修員として受け入れている。特に、受け入れる日本側においては、国、自治体、大学、公益法人、民間企業、NGO など、多方面の協力を得て、先端技術から村おこしのノウハウまで、あらゆるテーマに対応できる体制を整えている。こうした規模とラインナップの豊富さの点で、JICA の研修事業は世界的にも類例がなく、日本の国際協力の大きな特徴の一つとなっている

表 2-4 : JICA 研修員受入プログラム例

研修プログラム	実施年	研修員の出身国
課題別研修		
体育（学校体育）分野		
学校体育	2015年～ 2017年	ミャンマー、ブータン、モルディブ、フィジー、ウガンダ、マラウイ、ブルキナファソからの計38名（3年累計）
障害者支援		
スポーツを通じた障害者の社会参加の促進	2016年～ 2017年	タイ、マレーシア、ラオス、パングラデシュ、ミャンマー、スリランカ、ウズベキスタン、ソロモン、フィジー、サモア、アンゴラ、ルワンダ、スーダン、南スーダン、ジンバブエ、ジャマイカ、ウルグアイ、セントルシアからの計25名（2年累計）
障害者スポーツリーダーの養成	2010年～ 2012年	ラオス、ミャンマー、フィリピン、パプアニューギニア、フィジー、トンガ、サモアからの計19名（3年累計）
障害者スポーツを通じた社会参加	2007年～ 2009年	中国、ミャンマー、ヨルダン、パレスチナ、モルディブ、フィジー、ツバル、トンガ、ウガンダ、マラウイ、ドミニカ、ハイチ、コロンビア、ウルグアイ、ボリビア、エクアドル、コスタリカからの計26名（3年累計）
障害者スポーツを通じた社会統合	2005年～ 2006年	中国、タイ、マレーシア、ネパール、パレーン、パレスチナ、イエメン、パプアニューギニア、ナイジェリア、ザンビア、ウガンダ、モザンビーク、チリ、エルサルバドル、ホンジュラス、ボリビア、コスタリカからの計20名（2年累計）
障害者スポーツ指導者	2000年～ 2004年	タイ、マレーシア、ラオス、スリランカ、エジプト、ジンバブエ、コロンビア、チリなどからの計55名（5年累計）
身障者スポーツ指導者	1993年～ 1999年	中国、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、フィジー、ブラジル、チリなどからの計69名（7年累計）
青年研修		
体育（学校体育）分野		
体育教育/モルディブ	2016年～ 2017年	モルディブからの計20名（2年累計）
体育教育/ブータン	2016年～ 2017年	ブータンからの計20名（2年累計）
障害者支援分野		
障害者スポーツ/インドネシア	2016年	インドネシアからの計12名
その他		
スポーツを通じた地域振興/大洋州混成	2017年	ソロモン、パヌアツ、フィジー、サモアからの計10名

## (2) 専門家派遣<sup>60</sup>

JICA 技術協力の一形態である専門家派遣は、本スキームによって「スポーツと開発」に関連した専門家が派遣されたケースは少ない。全国スポーツ大会の開催支援を通じた平和促進（南スーダン）に関する専門家派遣（2016年～）<sup>61</sup>の例がある。

## (3) 技術協力プロジェクト<sup>62</sup>

長期間・大規模・多様なものも多く、技術協力の中心的な事業である技術協力プロジェクトであるが、この事業スキームについても、専門家派遣同様、「スポーツと開発」に関する事業実施例は多くはない

<sup>60</sup> 開発途上国の協力の現場に日本人専門家を派遣して、相手国の行政官や技術者（カウンターパート）に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを行うもの

<sup>61</sup> 「南スーダン国スポーツを通じた平和構築のための情報収集・確認調査（スポーツを通じた平和構築）」（2015-2017）、「南スーダン国スポーツを通じた平和の促進支援に係る情報収集・確認調査（社会配慮・平和構築）」（2016-2017）、「南スーダン国スポーツを通じた平和促進（個別専門家）」（2017-2018）

<sup>62</sup> 専門家派遣や研修員受入、必要な機材の供与を含め、様々なメニューを最適な形で組み合わせて実施する技術協力プロジェクトであり、長期間・大規模・多様なものも多く、技術協力の中心的な事業となっている。

が、小学校の全科目の教科書と教師指導書の開発、教員用の研修を組み合わせた支援プロジェクトに体育が含まれている例（ミャンマー）<sup>63</sup>や、警察官育成研修の中に柔道指導が組み込まれている例（コンゴ民主共和国）<sup>64</sup>、保健体育のカリキュラム作成とスポーツ協会の能力強化支援を組み合わせるなどスポーツ教育を通じて民族間の信頼醸成を目指すプロジェクト（ボスニア・ヘルツェゴビナ）<sup>65</sup>、障害者の社会参加を促進する活動として卓球や筋力トレーニングのコンポーネントが組み込まれた例（ヨルダン）<sup>66</sup>がある。

### 2-2-3 無償資金協力<sup>67</sup>

#### (1) 文化無償<sup>68</sup>

無償資金協力の一形態である文化無償で、以下のような「スポーツと開発」に関する事業が行われている。武道館などの建設（ラオス）、スポーツ庁の訓練センターや柔道関連施設などの機材整備（パラグアイ、キルギス他）などスポーツ関連施設・場所の建設・整備（スポーツ関連道具などの提供も含む）に関するものがある。

表 2-5：文化無償例

一般文化無償		
2016年度	パラグアイ	スポーツ庁訓練センター器材整備計画
2011年度	キルギス	体育庁柔道器材整備計画
2010年度	南アフリカ	南アフリカ柔道連盟柔道器材整備計画
2009年度	ガボン	ガボン柔道連盟柔道器材整備計画
	ウルグアイ	観光スポーツ省柔道器材整備計画
	グアテマラ	ラ・デモクラシア国立公園スポーツ器材整備計画
	ニカラグア	ニカラグア柔道連盟柔道器材整備計画
	ペルー	体育庁柔道器材整備計画
	ブルキナファソ	ブルキナファソ柔道連盟柔道器材整備計画
2008年度	ザンビア	ザンビア柔道連盟柔道器材整備計画
	ラオス	日本・ラオス武道館建設計画
参考：草の根文化無償（外務省管轄）		
ガーナ「ラボネ高校野球・ソフトボールグラウンド整備計画」、ウガンダ「青少年のためのグラウンド整備計画」、ジンバブエ「障害者用テニスコート整備計画」「セケ教員養成校スポーツコート整備計画」、ガンビア「バジュール市青少年育成のためのスポーツ器材整備計画」、セネガル「セネガル柔道量置整備計画」、ボツワナ「柔道教育拡充計画」、カンボジア「武道場建設計画」、ミャンマー「ミャンマー柔道振興計画」、ウクライナ「ウクライナ国立体育・スポーツ大学印刷機材整備計画」、タジキスタン「空手場整備計画」、レバノン「レバノン柔道連盟柔道器材整備計画」、ミクロネシア「コスラエ野球場改修計画」、キューバ「スポーツ応用科学研究センター機材整備計画」、ジャマイカ「西インド諸島大学体操普及計画」、エルサルバドル「エルサルバドル卓球連盟器材整備計画」、グアテマラ「青少年育成スポーツプログラム機材整備計画」、コロンビア「カジェタノ・カニサレス体操体育館器材整備計画」、パナマ「ミゲル・A・リバス体育館機材整備計画」、ペルー「アレキバ州特別基礎教育センター柔道教室整備計画」、モルドバ「モルドバ国立体育大学機材整備計画」、など		

<sup>63</sup> 「ミャンマー国初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」（2014-2021）

<sup>64</sup> 「コンゴ民主共和国市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト」（2015-2018）

<sup>65</sup> 「ボスニア・ヘルツェゴビナ国スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト」（2016-2019）

<sup>66</sup> 「ヨルダン国地域に根差した就労支援による障害者の経済的エンパワメント」（2015-2017）、「ヨルダン国障害者の経済的エンパワメント及び社会参加促進プロジェクト」（2017-2020）

<sup>67</sup> 返済義務を課さず、開発途上国に資金を贈与し、開発途上国が経済社会開発のために必要な施設を整備したり、資機材を調達したりすることを支援する協力形態。特に所得水準の低い国を中心に実施される

<sup>68</sup> 一般文化無償と草の根文化無償に分かれる。前者は、開発途上国の政府機関に対し、文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、その国の文化・教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解を増進させることを目的とする事業。後者は、開発途上国の地方公共団体や NGO などを被供与団体とするもので、管轄は JICA ではなく外務省となっている。

#### 2-2-4 その他

その他、JICA には、有償資金協力や国際緊急援助、最近では民間連携など、様々な事業形態・スキームがあるが、「スポーツと開発」を扱った例はない。

一方、JICA の在外事務所企画によってイベント的に行われた例として、タンザニアの女性陸上競技大会「LADIES FIRST」や、ニカラグアの「メガ・ラジオ体操企画」がある。いずれも、スポーツを手法として社会課題啓発、SDGs の達成に貢献している。<sup>69</sup>

---

<sup>69</sup> 「男子と同じ舞台へ：タンザニア初の女子陸上競技会『LADIES FIRST』を開催」

[https://www.jica.go.jp/topics/2017/20171130\\_01.html](https://www.jica.go.jp/topics/2017/20171130_01.html)

「ニカラグアで 140 人が『ラジオ体操』 日本の体育科教育で一生涯の健康な体づくりを」

[https://www.jica.go.jp/topics/2017/20180124\\_01.html](https://www.jica.go.jp/topics/2017/20180124_01.html)